

利根町告示第3号

平成27年第1回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月20日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成27年3月3日

2. 招集の場所 利根町議会議場

平成 2 7 年 第 1 回 利根町 議会 定例会 会期 日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	3. 3	火	本 会 議	開会 提出議案説明 質疑・特別委員会付託 常任委員会付託	午前10時
2	3. 4	水	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
3	3. 5	木	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
4	3. 6	金	本 会 議	一般質問（1人） 質疑・討論・採決	午後1時
			委 員 会	付託審査（厚生文教常任委員会）	本会議終了後
5	3. 7	土	休 会	議案調査	
6	3. 8	日	休 会	議案調査	
7	3. 9	月	委 員 会	付託審査（予算審査特別委員会）	午前10時
8	3. 10	火	委 員 会	付託審査（予算審査特別委員会）	午前10時
9	3. 11	水	休 会	議案調査	
10	3. 12	木	委 員 会	付託審査（予算審査特別委員会）	午前10時
11	3. 13	金	休 会	議案調査	
12	3. 14	土	休 会	議案調査	
13	3. 15	日	休 会	議案調査	
14	3. 16	月	本 会 議	質疑・討論・採決 委員長報告・質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成27年第1回
利根町議会定例会会議録 第1号

平成27年3月3日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山務君
教 育	長	伊藤孝生君
総務課長補佐		大塚達治君
企画財政課長		秋山幸男君
税 務 課 長		石井博美君
住 民 課 長		井原有一君
福 祉 課 長		石塚稔君
保健福祉センター所長		岩戸友広君
環境対策課長		蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		大野敏明君
経 済 課 長		矢口功君
都 市 建 設 課 長		鬼澤俊一君
会 計 課 長		菅田哲夫君
学 校 教 育 課 長		海老原貞夫君
生 涯 学 習 課 長		坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書 記 官 本 正 裕
書 記 飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

7 番 白 旗 修 君
8 番 高 橋 一 男 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成 27 年 3 月 3 日（火曜日）

午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の件
- 日程第 3 議案第 1 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 4 議案第 2 号 利根町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 利根町行政手続条例及び利根町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 利根町職員の配偶者同行休業に関する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 利根町都市計画事業基金条例
- 日程第 8 議案第 6 号 利根町防災基金条例
- 日程第 9 議案第 7 号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 8 号 利根町保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 日程第 11 議案第 9 号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 10 号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 11 号 平成 26 年度利根町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 14 議案第 12 号 平成 26 年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 13 号 平成 26 年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 14 号 平成 26 年年度利根町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 15 号 平成 26 年年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 16 号 利根町教育委員会教育長の任命について

- 日程第19 議案第17号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について
日程第20 議案第18号 龍ヶ崎市・利根町合併協議会の廃止について
日程第21 議案第19号 平成27年度利根町一般会計予算
日程第22 議案第20号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計予算
日程第23 議案第21号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計予算
日程第24 議案第22号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計予算
日程第25 議案第23号 平成27年度利根町介護保険特別会計予算
日程第26 議案第24号 平成27年度利根町介護サービス事業特別会計予算
日程第27 議案第25号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計予算
日程第28 議員提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第29 請願第8号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
日程第30 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
日程第3 議案第1号
日程第4 議案第2号
日程第5 議案第3号
日程第6 議案第4号
日程第7 議案第5号
日程第8 議案第6号
日程第9 議案第7号
日程第10 議案第8号
日程第11 議案第9号
日程第12 議案第10号
日程第13 議案第11号
日程第14 議案第12号
日程第15 議案第13号
日程第16 議案第14号
日程第17 議案第15号
日程第18 議案第16号
日程第19 議案第17号
日程第20 議案第18号
日程第21 議案第19号

- 日程第22 議案第20号
日程第23 議案第21号
日程第24 議案第22号
日程第25 議案第23号
日程第26 議案第24号
日程第27 議案第25号
日程第28 議員提出議案第1号
日程第29 請願第8号
日程第30 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
-

午前10時00分開会

○議長（井原正光君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回利根町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

○議長（井原正光君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

本定例会に上程されております議案第16号に係る参考資料をお手元に配付してあります。

また、監査委員から平成26年11月分から平成27年1月分の現金出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付してあります。

以上報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、

7番 白旗 修 議員

8番 高橋 一 男 議員

を指名します。

○議長（井原正光君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの通算14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの14日間に決定いたしました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付の会期日程のとおりであります。

○議長（井原正光君） 審議に入るに当たり、町長から施政方針及び本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さんおはようございます。きょうは平成27年第1回利根町議会の定例会ということで、議員の皆様方には公私ともお忙しい中、ご臨席をいただき、ご苦勞さまでございます。

それでは、施政方針並びに提出議案の総括説明を行います。

本日ここに、平成27年第1回利根町議会定例会が開催され、平成27年度予算を初めとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、町政に対する私の基本方針と施策の概要を申し上げ、議員各位と町民の皆様方のご理解とご協力をお願いするものであります。

昨今の国内の社会経済や雇用情勢に触れますと、内閣府は、消費者マインドなど、景気下振れのリスク要因の存在を懸念しつつも、景気の先行きについては、雇用や所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格下落の影響や各種政策の効果により、緩やかな回復が期待されるとし、1月に続き、2月の景気判断を「緩やかな回復基調が続いている。」としております。

雇用面を見ますと、1月30日に総務省が発表した昨年12月の全国の完全失業率は3.4%と、前月と比べ0.1ポイント低下し、17年4カ月ぶりの低水準となり、また、厚生労働省が同日発表した有効求人倍率は1.15倍と0.03ポイント上昇、これは22年9カ月ぶりに高水準となっております。

また、輸出といった経済指標を見ましても、景気は緩やかに回復、改善している状況を感じ取ることができますが、海外景気などの下振れ要因もあり、予断を許さない情勢は今後も続くであろうと見ているところでもございます。

こうした状況の中、去る2月3日ですが、国会において、地方への好循環拡大に向け緊急経済対策が盛り込まれた平成26年度補正予算が成立し、現在、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立を実現しようとする内容の、平成27年度の予算審議が行われているところでもございます。

また、県におきましては、本年1月、こうした国の緊急経済対策と一体的な取り組みを推進しようと「県まち・ひと・しごと創生本部」事務局が設置され、この4月には、人口減少対策などの総合戦略の策定、調整に当たる「地方創生室」設置が予定されているところでもございます。

本町におきましても、来年度は産業界や大学、金融機関、労働団体、議会議員、行政、住民の代表の方などを構成員とする「総合戦略推進組織」の設置を予定しておりますが、こうした国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を勘案しながら、中長期を見通した「地方人口ビジョン」と5カ年の「地方版総合戦略」を策定し、その計画を推進することで、少しでも人口減少の解消につながればと考えているところでもございます。

本町を取り巻く状況は依然として厳しいものがありますが、引き続き山積した様々な課題に取り組むとともに、国や県の動向を注視しながら、積極的な情報収集とその執行に努めていきたいと考えております。

それでは、最初に平成27年度当初予算の概要について、その後、予算に組み入れた主要事業について新規事業を中心に申し上げていきたいと思っております。

初めに、平成27年度当初予算の概要について申し上げます。

まず、一般会計の予算規模でございますが64億4,080万9,000円で、前年度と比較しますと9億6,877万7,000円の増、率にしまして17.7%の増となります。

歳入について、特に増減額が大きいものについて申し上げますと、まず町税ですが、前年度と比較しますと2,648万5,000円の減となり12億8,240万4,000円を見込んでおります。次に、地方消費税交付金ですが、対前年比6,800万円の増で2億2,000万円を見込んでおります。続いて、国庫支出金ですが、2億2,547万6,000円増の7億4,242万7,000円を、県支出金については、5,448万6,000円増の3億5,368万4,000円を見込んでおります。また、町債につきましては、対前年比6億8,370万円増の11億4,540万円を予定しております。

続きまして、歳出について主なものを目的別に構成割合が高い順に申し上げますと、まず教育費ですが、予算額が18億7,739万円となり全体の29.1%を占めます。次に、民生費ですが17億7,272万1,000円となり全体の27.5%、次いで総務費が8億3,501万2,000円で13%、以下、衛生費、土木費、公債費などの順となっております。

また性質別では、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が26億1,086万4,000円となり予算全体の40.5%を占め、次に、普通建設事業費が15億8,668万6,000円で全体の24.6%、続いて補助費等が8億497万8,000円で12.5%、以下、物件費、繰出金、維持補修費などの順となっております。

続きまして、特別会計予算関係ですが、国民健康保険特別会計を初めとする六つの特別会計の平成27年度予算総額は48億5万3,000円となります。前年度と比較しますと、全体で4億9,713万5,000円の増となり、率にしますと11.6%の伸びとなっております。

続きまして、こうした予算をもとに来年度取り組んでいく事業について新規事業を中心に申し上げますと、初めに福祉関連ですが、まず社会福祉関係では、本年度は新規事業として業務委託を行い地域福祉計画の策定を行います。

次に、障害者福祉関係では、障害福祉サービスの利用者増加に伴う給付費の増額予算化など、障害者支援のさらなる充実を図ります。

また、子育て支援関係ですが、引き続き、子育て応援手当支給事業を実施するとともに、子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園に対して財政支援を行う施設型給付費支給事業や地域型保育事業者に対して財政支援を行う地域型保育給付費支給事業を実施いたします。さらに、放課後児童対策事業でございますが、布川小学校児童クラブ教室の新築工事を行います。

続いて、高齢者福祉関係では、これまで保健福祉センターにあった利根町地域包括支援センターを、4月から役場庁舎福祉課内に設置し、高齢者福祉のワンフロア化を実現することで、事業の効率化を図るとともに、住民の皆様の利便性向上に努めます。

続きまして農業振興関係ですが、新たに農業振興地域整備計画の策定事業を委託実施します。

また、農地整備関連では、利根西部地区基盤整備事業として、利根西部地区の調査費負担金を予算計上するとともに、多面的機能支払交付金事業を新たに実施いたします。

次に、商工観光関係ですが、ことしの夏の花火大会は、例年以上に記憶に残る60周年記念にふさわしい花火大会となるよう、観光協会の補助金を増額します。

続いて消費者行政ですが、国、県、関係機関等と協力して相談体制の一層の充実を図り、町民の皆様の安心・安全な消費生活を実現するため、今後も継続的に取り組んでまいります。

次に、道路等の整備につきまして申し上げます。

まず、道路関係では、引き続き都市再生整備計画事業を実施いたします。平成27年度は、町道112号線押戸大房地内の整備と町道210号線（大房地区）、1199号線（押戸地区）、1026号線（羽根野台地区）の整備を行います。

また、利根浄化センター周辺生活環境施設の整備事業として、町道111号線（中谷地区）の測量設計及び整備工事を実施します。

県道等の整備促進につきましては、河川改修事業で新利根川の改修事業を、また、取手東線の羽中から中田切までのバイパス事業につきましては、工事が1日も早く着工完成するよう県知事及び県議会議長等に対し、強く要望してまいりたいと考えております。

続きまして、消防・防災関係について申し上げます。

まず、消防関係では、引き続き稲敷地方広域市町村圏事務組合との連携を維持するとともに、消防施設・設備の適切な維持管理に努めてまいります。

さらに防災関係では、各地区で組織する自主防災組織の活動支援策として、平成26年度に新設した防災リーダー育成のための防災士資格取得補助金交付事業を継続実施するほか、平成27年度から新たに自主防災組織活性化補助金を新設し、各地区の防災活動を支援してまいります。

また、茨城県と県内市町村を結ぶ茨城県防災情報ネットワークシステムの老朽化に伴い、これを新たな設備に更新して、防災情報の取得や県との通信網の充実を図ってまいります。

続きまして教育関係ですが、まず小学校施設関係では、校舎の大規模改造事業として、布川小学校におきましては校舎全体の改修工事を実施するとともに、全ての小学校の普通教室に空調機を設置します。

また、屋内運動場の天井等の落下防止対策として、文小学校と布川小学校の天井落下防止工事を実施いたします。そのほか、小学校施設の維持補修として、通常の維持補修対応工事のほか、文間小学校ではプールろ過装置交換工事を実施します。

次に、中学校関係ですが、校舎の大規模改造事業として校舎全体の改修工事を行うとともに、普通教室には空調機を設置いたします。また、屋内運動場や武道場ですが、天井落下防止工事を実施します。

次に、生涯学習関係でございますが、利根町公民館のコイルボックスの更新工事を行います。

続きまして、総務行政の一般について申し上げます。

まず、町制施行60周年記念事業関係でございますが、町主催の記念事業につきましては、既に実施しているものもございますが、平成27年度は、各種団体や事業者の皆様が実施主体となる協賛事業を支援しながら、60周年記念式典の開催や町勢要覧の作成など、本町のさらなる飛躍へとつながるようさまざまな事業を展開してまいります。

また、人口減少防止策として、定住促進事業や出会い創出事業、住民協働事業などといった新規事業を行ってまいります。

以上、平成27年度における主な事業施策の概要等について申し上げましたが、この利根町を取りまく情勢は、依然として厳しい状況が続いております。行政は、住民にとって最大のサービス組織であり、最大のサービス機関であるということを念頭に置き、今後も行財政改革に取り組むなど、効率化に努めながら、最少の経費で最大の効果を上げられるよう全力を傾注してまいります。

引き続き、議員各位並びに町民の皆様方には、一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、来年度に向けての私の施政方針といたします。

続きまして、本日提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、平成27年度当初予算を初め、条例の制定や一部改正、そして平成26年度の補正予算や人事案件など合計25件のご審議をお願いするものであります。

議案第1号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例で、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係例規を改正したいので提案するものであります。

議案第2号は、利根町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例で、議案第1号同様、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等の施

行に伴い、新たに条例を制定する必要があるので提案するものであります。

議案第3号は、利根町行政手続条例及び利根町税条例の一部を改正する条例で、行政手続法の一部改正に伴い、関係条例の規定を改めたいので提案するものであります。

議案第4号は、利根町職員の配偶者同行休業に関する条例で、地方公務員法の一部改正に伴い、職員が外国勤務などをする配偶者と外国において生活をともにするための休業制度が創設され、その実施運用に当たっての必要事項を条例で定めたいので提案するものであります。

議案第5号は、利根町都市計画事業基金条例で、本町の都市計画事業の円滑な推進を図ることを目的に、都市計画税収納額のうち、事業に要した残額を今後の都市計画事業の財源にするため基金を設置したいので提案するものであります。

議案第6号は、利根町防災基金条例で、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進するため、防災及び減災事業を実施する際の財源として基金を設置したいので提案するものであります。

議案第7号は、利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例で、利根町独自の子育て支援策として実施している就学児に係る医療福祉費支給の助成制度について、その対象者を拡大し、出生の日から中学3年生まで助成を行うことで、子育てしやすい環境づくりを推進したく、関連規定を改めたいので提案するものであります。

議案第8号は、利根町保育の実施に関する条例を廃止する条例で、子ども・子育て支援法の制定により、これまで利根町保育の実施に関する条例で定めていた保育の実施基準等を、子ども・子育て支援法及び同法施行規則、並びに町の規則で定めることになることから、本条例を廃止したいので提案するものであります。

議案第9号は、利根町介護保険条例の一部を改正する条例で、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令において第1号被保険者の保険料率に関する基準が改正されたこと、また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、新たに創設する地域支援総合事業の開始時期を定める必要があることから、本条例の規定を改めたいので提案するものであります。

議案第10号は、利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例で、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、介護予防支援等に係る人員、設備、運営などを定める省令が改正されたことに伴い、本条例の規定を改めたいので提案するものであります。

続きまして、議案第11号は、平成26年度利根町一般会計補正予算（第7号）で、歳入歳出それぞれ2億1,510万4,000円を追加し、総額を59億5,697万円とするものであります。

議案第12号は、平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）で、事業勘

定については歳入歳出それぞれ1,545万6,000円を減額し、総額を26億477万9,000円に、また、直営診療施設勘定については、歳入歳出それぞれ167万円を追加し、総額を1億2,892万6,000円とするものであります。

議案第13号は、平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ1,456万3,000円を減額し、総額を2億5,027万5,000円とするものであります。

議案第14号は、平成26年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ4,076万5,000円を追加し、総額を13億7,080万5,000円とするものであります。

議案第15号は、平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ235万2,000円を追加し、総額を3億3,133万5,000円とするものであります。

議案第16号は、利根町教育委員会教育長の任命についてで、利根町大字押戸1289番地1、杉山英彦氏を利根町教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第17号は、利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてで、指定管理者による管理を行わせるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号は、龍ヶ崎市・利根町合併協議会の廃止についてで、平成26年11月1日に施行された地方自治法の規定に基づく協議会設置の際の根拠条文が、地方自治法第252条の2から同法第252条の2の2に変更され、これにより合併協議会規約の根拠条文の引用箇所の変更手続が必要になりますが、関係地方公共団体の議会の議決が得られないこと、また、平成17年3月31日開催の合併協議会において合併協議会の廃止の承認がされていることから、本案を提案するものであります。

議案第19号は、平成27年度利根町一般会計予算で、先ほど予算の概要でも触れましたが、総額を歳入歳出それぞれ64億4,080万9,000円とするもので、前年度と比較しますと9億6,877万7,000円の増、率にしまして17.7%の増となります。

議案第20号は、平成27年度利根町国民健康保険特別会計予算で、事業勘定については、総額を歳入歳出それぞれ27億2,859万6,000円とするもので、前年度と比較しますと3億9,254万円の増、率にしまして16.8%の増となります。

また、直営診療施設勘定につきましては、総額を歳入歳出それぞれ1億831万1,000円とするもので、前年度と比較しますと808万2,000円の増、率にしまして8.1%増となります。

議案第21号は、平成27年度利根町公共下水道事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ2億6,606万8,000円とするもので、前年度と比較しますと1,244万3,000円の増、率にしまして4.9%の増となります。

議案第22号は、平成27年度利根町営霊園事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ551万5,000円とするもので、前年度と比較しますと11万5,000円の増、率にしまして2.1%の増となります。

議案第23号は、平成27年度利根町介護保険特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ13

億5,209万5,000円とするもので、前年度と比較しますと7,239万8,000円の増、率にしまして5.7%の増となります。

議案第24号は、平成27年度利根町介護サービス事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ868万5,000円とするもので、前年度と比較しますと66万7,000円の増、率にしまして8.3%の増となります。

議案第25号は、平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ3億3,078万3,000円とするもので、前年度と比較しますと1,089万円の増、率にしまして3.4%の増となります。

最後に、利根町議会委員会条例の一部を改正する条例でございますが、こちらにつきましては議員提出議案でありますので、各議員の慎重なご審議をお願いいたします。

以上、全議案の概要についてご説明しましたが、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を承りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（井原正光君） 総括説明が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例から、日程第12、議案第10号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例までの10件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第3、議案第1号から日程第12、議案第10号までの10件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第1号から議案第4号について、大塚総務課長補佐。

〔総務課長補佐大塚達治君登壇〕

○総務課長補佐（大塚達治君） それでは、議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもございますとおり、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、教育長の人事に関する関係例規を改正したいので提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

1 ページ目の参考資料 1 は、利根町職員の定数条例の一部改正となっております。新教育長につきましては、教育長として議会の同意を得てこれから直接任命されることから、特別職としての任務のみを有することになります。新教育長は一般職としての身分をあわせ持つことがなくなりますので、職員定数条例の第 1 条の括弧書きにあります「教育長及び」という字句を削除するものでございます。

次に、次のページの参考資料 2 をお願いいたします。

こちらにつきましては、利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正となっております。教育長と教育委員長が一本化されますことから、別表第 1 中、「教育委員長の月額報酬」を削除し、委員の報酬のみを残した改正内容となっております。

次に、次のページの参考資料 3 をお願いいたします。

こちらにつきましては、利根町特別職報酬等審議会条例の一部改正となっております。新教育長は常勤の特別職となることから、教育長につきましても審議会の審議対象に加える必要がございますので、こうしたことで第 2 条中議員報酬の額の次の「及び町長の給料の額」を「並びに町長及び教育長の給料の額」に改めるものでございます。

続きまして、次のページの参考資料 4 をお願いいたします。

こちらにつきましては、利根町教育委員会の委員長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律にあわせまして教育公務員特例法の改正があり、教育長の給与等の勤務条件の制定の根拠となっておりました第 16 条の規定が削除されております。こうしたことで、第 1 条中「、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき」という字句を削除するものであります。

また、附則の施行期日についてでございますが、いずれも平成 27 年 4 月 1 日からとするものでございます。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 2 号 利根町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

提案理由にもありますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等の施行によりまして、新教育長については職務専念義務の特例に関しまして、新たな条例を制定する必要が生じたため提案するものでございます。

新教育長の服務につきましては、新教育長は特別職ではありますが、改正後の地方教育行政法では教育長の職責や職務の内容に鑑み、現行どおり常勤とされております。

また、勤務時間中でございますが、職務専念義務が課せられております。

この条例は、教育長のこうした職務専念義務の免除に関して特例事項を規定するもので

ありまして、第1条ですが、制定の目的をうたってございます。

次に、第2条ですが、職務に専念する義務の免除規定でありまして、教育長の職務に専念する義務の免除については、利根町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和30年条例第11号）第2条の規定を準用するもので、研修を受ける場合とか、それから、市町村の職員の共済組合が実施する人間ドックなどに参加する場合は、職務専念義務が免除されるということになります。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号 利根町行政手続条例及び利根町税条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

提案理由にもございますとおり、行政手続法の一部改正におきまして、処分等に関する手続について国民の権利利益の保護の充実を図るため、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる制度や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる制度などが新設されたことに伴いまして、利根町行政手続条例及び利根町税条例の規定を改める必要があるので提案するものでございます。

それでは、参考資料の行政手続条例の新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、目次でございますが、新たに追加される条文につきましては後ほどご説明いたしますが、第4章に新たに1条を加えることにより、第4章を第30条から第35条までとしております。

次に、第4章の2として第36条を新たに加えております。そして、第5章につきましては、これら2条が加わったことから、改正前第5章の「第35条」が2条繰り下がり「第37条」となったものでございます。

次のページをお願いいたします。

第33条の改正でございますが、新たに第2項を追加することで、第2項以下を1項ずつ繰り下げております。

新たに追加される第2項でございますが、行政指導をする際に根拠等を示す義務について定めたものでありまして、許認可をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示して行政指導をする場合に、行政指導に携わる者は、その根拠となる法令等の条項、当該条項に規定する要件及び権限の行使がその要件に適合する理由を示さなければならないことを定めたものでございます。

次に、第35条です。こちらにつきましては、行政指導の中止等の求めに関する規定を新たに追加するものでございます。

この規定ですが、行政指導を受けた者が、その行政指導が当該法律または条例に規定する要件に該当しないと申立行政指導の中止等を求める場合の申出書の提出等の手続、及び町の機関が行うべき調査、並びに対応について定めたものでございます。

申出書の提出があった場合は、町の機関などは必要な調査を行い、行政指導が要件に適合しないと認めるときは中止等の必要な措置を講ずることになります。

次に、36条につきましては、処分の求めに関する規定を新たに追加するものでございます。この規定は法令または条例に違反する事実があり、是正のための処分や行政指導がなされていないと思料し、その是正のための処分や行政指導を求める場合の申出書提出等の手続及び町の機関等が行うべき調査、並びに対応について定めるものでございます。

申出書は何人も提出することができ、この場合、町の機関は必要な調査を行い、必要に応じ是正のための処分や行政指導を行うことになります。

続きまして、第2条、税条例の一部改正についてでございますが、最後のページの参考資料の2、利根町税条例の新旧対照表でご説明申し上げます。

ただいまご説明しました利根町行政手続条例第33条に新たな2項が追加されましたことによりまして、第33条第2項以下が1項ずつ繰り下がっております。

税条例第4条2項では、その繰り下がった行政手続条例の条項を引用していますことから、この繰り下がりに対応させる必要があるため改正するものでございます。

附則としまして、これらの条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号 利根町職員の配偶者同行休業に関する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

この条例の題名にもあります配偶者同行休業ですが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により新たに制度化されたものでございます。職員が、退職することなく外国に居住する配偶者とともに暮らすことを認めることによりまして、女性の採用、登用の促進と、男女の仕事と子育ての両立を支援しようとする目的から、新たに創設された休業制度でございます。

休業期間中ですが、無給となっておりますが、制度を運用するに当たり、必要な事項を定めたいので提案するものでございます。

それでは、お手元に配付しました議案書に基づきご説明したいと思います。

第1条ですが、この条例の制定の趣旨をうたったものでございます。

次に、第2条ですが、任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合の承認の要件を定めたものとなっております。

続きまして第3条です。こちらにつきましては、配偶者同行休業の休業期間の上限を3年とするものでございます。

次に第4条です。こちらにつきましては、配偶者同行休業の対象となる配偶者の外国滞在事由について定めたものでございまして、6カ月以上にわたり継続することが認められるものに限るとされておりますけれども、外国での勤務とか、外国での事業経営、大学修学が配偶者の滞在事由となっております。

次に第5条です。こちらにつきましては、配偶者同行休業の承認申請について規定したものでございまして、配偶者同行休業の承認申請の際には、申請者は休業期間や配偶者の外国での住所、居所を定めて滞在事由などを明らかにして申請しなければならないと規定するものでございます。

続きまして第6条です。こちらにつきましては、配偶者同行休業の申請期間の延長に関し規定しておりまして、配偶者同行休業は3年を超えない範囲で延長申請することができますが、その際、延長する期間の末日とその事由を明らかにして申請しなければならないとするものでございます。

次に第7条です。こちらにつきましては、配偶者同行休業の取消事由を規定してございまして、配偶者が外国に滞在しないこととなり、配偶者の外国滞在事由に該当しなくなった場合とか、休業をしている職員が労働基準法に規定しております産前産後の就労制限に該当することになった場合なども承認が取り消されることとなります。

続きまして第8条です。こちらにつきましては、届け出に関する規定でありまして、配偶者が死亡した場合とか、配偶者が職員の配偶者でなくなった場合の届け出義務を規定したものでございます。

続きまして第9条です。こちらにつきましては、配偶者同行休業の申請期間内において、他の職員の配置がえ等を行っても、休業した職員が行っていた業務を処理することが困難と認められるときは、任命権者がその業務を処理するため任期付採用職員あるいは臨時的任用職員を採用することができるとするものでございます。

次に第10条です。こちらにつきましては、休業した職員の職務復帰後の給料の号給調整について規定したものでございまして、配偶者同行休業をした職員が復帰時に他の職員との均衡上必要があると認められる場合ですが、100分の50以下の換算率で休業していた期間を引き続き勤務したものと見なし、昇給時に号給調整をすることができるとするものでございます。

次の第11条ですが、この条例の施行に関しての委任規定となっております。

次に附則関係ですが、こちらにつきましては新旧対照表をお願いいたしたいと思っております。

参考資料の1は利根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正となります。

第2条第1号ですが、「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項または育児休業法」に改めるものでございます。育児休業をすることができない職員の中に、ただいまご説明いたしました配偶者同行休業をしている職員にかわる任期付採用職員を含めるといった内容の改正となっております。

同様に、次の第9条の1号ですが、配偶者同行休業職員にかわる任期付採用職員は、育児短時間勤務をすることができないといった内容となっております。

続きまして、裏面の参考資料2をお願いいたします。

こちらにつきましては、利根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

となっております。この条例の第3条ですが、人事行政の運営の状況について、任命権者の町長への報告事項を規定しているものでございまして、第3条中第4号以下を1号ずつ繰り下げし、職員の休業に関する状況を新たに第3条第4号として追加するものでございます。

この条項を追加することで、任命権者は町長へ職員の休業に関する状況についても報告することになります。

最後に、この条例の施行日ですが、いずれも平成27年4月1日となります。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、議案第5号及び議案第6号について、秋山企画財政課長。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第5号 利根町都市計画事業基金条例につきまして補足してご説明申し上げます。

この条例は、都市計画事業の円滑な推進を図ることを目的といたしまして、都市計画税収納額のうち、都市計画事業に要した残額を今後の都市計画事業の財源とするために基金を設置したいので提案をするものでございます。

ちなみに、都市計画事業につきまして申し上げますと、認可を受けている事業ということでございまして、公共下水道事業の汚水排水事業、雨水排水事業等の事業になります。

第1条は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業を円滑に行うために基金の設置を定めたものでございます。

第2条は、基金に積み立てる額について、都市計画税の収納額のうち事業に要した費用の残額を積み立てることを定めたものでございます。

第3条は、基金に属する現金について、最も確実かつ有利な方法により保管すること、並びに必要に応じて有利な有価証券にかえることにより管理することを定めたものでございます。

第4条は、基金の運用から生ずる収益について、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れることを定めたものでございます。

第5条は、繰りかえ運用の規定でございまして、確実な繰り戻し方法、期間、利率を定めて歳計現金に繰りかえて運用することができることを定めたものでございます。

第6条は、都市計画事業の事業経費以外に、この基金から基金を処分することができないことを定めたものでございます。

第7条は、委任の規定でございまして、基金の管理に関して必要な事項は、町長が別に定めることとしたものでございます。

次に附則でございしますが、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第6号 利根町防災基金条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

ます。

この条例は、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進するため、防災及び減災事業を実施する際の財源として基金を設置したいので提案をするものでございます。

第1条は、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進するため、基金の設置を定めたものでございます。

第2条は、基金に積み立てた額について、一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てるとしたものでございます。

第3条は、基金に属する現金について、最も確実かつ有利な方法により保管すること、並びに必要に応じて有利な有価証券にかえることにより管理することを定めたものでございます。

第4条は、基金の運用から生ずる収益につきまして、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れることを定めてございます。

第5条は、繰りかえ運用の規定で、確実な繰り戻し方法、期間、利率を定めて歳計現金に繰りかえて運用することができることを定めたものでございます。

第6条は、防災及び減災事業の事業経費以外に基金を処分することができないことを定めたものでございます。

第7条は、委任の規定でございまして、基金の管理に関して必要な事項は、町長が別に定めることとしたものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するとしてものでございます。

○議長（井原正光君） 暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第7号、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第7号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

まず、これまでの経緯と現状及び改正理由などからご説明申し上げます。

これまで町の単独事業としまして平成22年4月から段階的に対象者の拡大を図り、平成24年からは小学校1年生から中学校3年生まで、就学児として所得制限を設けず医療費の助成を行っております。その中で県の制度においては、これまで出生の日から小学3年生までの対象のものが、昨年の平成26年10月からは改正されて、出生の日から中学3年生ま

で小児として所得制限を設けて県の制度の対象者が拡大されました。

そこで今回の内容としましては、町の単独事業では対象としていなかった出生の日から小学校の入学前までのお子さんを、新たに対象者として所得制限を設けずに町の制度の対象者の拡大を図るものでございます。

この改正により、出生の日から中学3年生までのお子さんで、所得制限により県の制度が受けられずにいたお子さんの医療費を、全て町の単独事業で助成することになりますので、利根町では出生の日から中学3年生までの全てのお子さんにおいて医療費が無料化になり、さらなる子育てしやすい環境づくりの推進を図るものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

初めに、第1条と第2条第6号で規定してございます「就学児」の部分を削るものがございます。これは先ほど説明しましたように、町の制度の対象者を拡大することによりまして、医療福祉費の対象者は同条第2号で規定してございます「小児」となるためでございます。

次に、2ページをお願いします。

第4条第2項においても、「就学児」の字句を削るものでございます。

次に、第5条で規定してございます支給制限に関する規定の中で、第1項第2号で規定してございます「小児」の部分を削るものでございます。これは先ほど説明しましたように、町の制度の対象者拡大により、小児の対象者全ての方に対して所得制限を設けず助成することとなるものでございます。

次に、3ページをお願いします。

第3号及び第4号につきましては、第2号を削ることにより、各1号を繰り上げるものでございます。

次に、第2項中の改正につきましても、同様に前項の第2号を削ったことにより「及び第2号」の字句を削り、「第3号」を「第2号」に改めるものでございます。

4ページをお願いします。

「第4号」を「第3号」に改めるものでございます。

また、附則としまして第1項の施行期日で、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

さらに附則第2項の経過措置で、この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第8号から議案第10号について、石塚福祉課長。

〔福祉課長石塚 稔君登壇〕

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、議案第8号 利根町保育の実施に関する条例を廃

止する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

提案理由ですが、子ども・子育て支援法の制定により、これまで利根町保育の実施に関する条例で定めていた保育の実施基準等を、子ども・子育て支援法及び同法施行規則、並びに利根町規則で定めることになるため、本条例を廃止したいので提案するものでございまして、表に戻っていただきまして、利根町保育の実施に関する条例（平成10年条例第3号）は廃止する。

附則でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございますが、この条例で定めていた保育実施基準は、これまで児童福祉法第24条第1項で条例で定めるとされていたところでございますが、子ども・子育て関連3法の制定によりまして、同法が改正され、子ども・子育て支援法の定めるところによることとなりましたので、支援法が平成27年4月1日施行されることになりましたことから、条例で定める設置根拠がなくなりましたので、利根町保育の実施に関する条例を廃止するものです。

議案第8号については以上でございます。

続きまして、議案第9号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例について補足してご説明いたします。

提案理由ですが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令において第1号被保険者の保険料率に関する基準が改正されたこと、また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、以下、医療介護総合確保推進法において新たに創設する地域支援総合事業の開始時期を定める必要があるため提案するものでございます。

参考資料をお願いいたします。

ここでは第1号被保険者の介護保険料を規定しております。第2条第1項のアンダーラインは、現行の第5期計画期間である「平成24年度から平成26年度」までを、改正案は第6期の「平成27年度から平成29年度」とするものでございます。

次に、現行の第1号から第6号までを、改正案では第9号までとし、保険料額を改定しております。保険料は所得金額等に応じた段階設定により負担をお願いしており、国が定める標準段階をもとに、各市町村において設定することとされ、第5期は国標準どおり6段階としておりました。第6期につきましては、国の政令が所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から改正されまして、これまでの6段階から9段階に見直されることとなり、本町の改正案でも国のとおり9段階とし、所得基準額は国と同様の段階としております。

また、保険料率は介護保険法第129条第3項により、市町村介護保険計画に定める介護給付費と対象サービスの見込み料等に基づいた保険給付費用等の予定額に照らし、概ね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされ、厚生労働省が発行

したワークシートをもとに県と協議を重ね、介護保険料を算定し改定するものでございます。

町の保険料基準額でご説明いたしますと、第5期計画の第4段階の保険料でございますが、現行の第4号で「4万8,800円」ですが、それに相当する第6期の基準額は第5段階で改定案の第5号に当たり「5万5,800円」に改定するもので、年間で7,000円、率で14.3%の上昇となるものでございます。

第2条のその他の各号につきましては、第5号の基準額に国で定めた負担割合を乗じて算出したものとなります。

2ページをお願いいたします。

次に、第4条第3項のアンダーラインの部分の改正でございますが、こちらは第1号被保険者が保険料賦課期日後に市町村民税世帯非課税者になったもの及び生活保護に至る直前の要保護者になったものにかかる保険料の額について規定したもので、介護保険法施行令第38条第1項各号が改正されたことによる条例の引用の修正でございます。

次に附則の第7条についてご説明いたします。

先ほど申し上げました医療介護総合確保推進法において改正された介護保険法により、新しい地域支援事業の開始時期を定める必要があるため、新たに定めるものでございます。

第1項につきましては、日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、多様な主体による多様な生活支援サービスを充実、強化するため介護予防・日常生活支援総合事業を新たに実施する必要があります。

この事業では、これまで介護予防給付としてサービス提供されていた要支援者に対する介護予防通所介護（デイサービス）及び介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）の二つのサービスが市町村事業として位置づけられるとともに、これらのほか多様な主体によるさまざまな生活支援サービスを提供していくことになります。

この事業につきましては、原則として平成27年4月1日から開始することとされておりますが、円滑な制度移行を行うことができるよう、平成29年3月31日まで、その開始が猶予可能とされていることから、町では多様なサービスのあり方を検討し、平成29年4月1日から事業を開始できるよう、その間、準備を進めた上で事業の開始日を町長が定める旨の経過措置を定めるものでございます。

第2項につきましては在宅医療介護連携推進事業で、疾病を抱えていても自宅など住みなれた場所で生活を続けられるよう、在宅医療と介護が一体的に提供できる体制を構築する事業でございます。

この事業につきましても、原則として平成27年4月1日から開始することとされておりますが、平成30年3月31日まで猶予可能とされていることから、町では平成30年4月1日から開始できるよう準備を進めた上で、事業の開始日を町長が定める旨の経過措置を定めております。

3 ページをお願いします。

第3項は、生活支援体制整備事業で、既存の介護サービスに加え、地域でのボランティアなどサービスの担い手やサービスの開発を行い、関係機関と連携強化を図りながら、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する事業でございます。この事業につきましても、原則として平成27年4月1日から開始することとされておりますが、平成30年3月31日まで開始が猶予可能とされており、町では平成30年4月1日から開始できるよう、その間、事業の開始を町長が定める旨の経過措置を定めております。

第4項につきましては認知症施策総合支援事業で、初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断、早期対応や地域支援推進員による相談対応等により、認知症の本人の意思が尊重され、住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、関係機関との連携を図りながら支援体制を構築する事業でございます。

この事業につきましても、平成30年3月31日まで、その開始が猶予可能とされており、町では平成30年4月1日から開始できるよう、その間、準備を進めた上で事業の開始日を町長が定める旨の経過措置を定めるものでございます。

附則でございますが、第1項は施行期日で、平成27年4月1日からこの条例を施行すると定めております。

第2項は経過措置で、改正後の介護保険料の適用を定めております。

議案第9号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第10号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について補足して説明いたします。

提案理由ですが、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、介護予防支援等に係る人員、設備、運営などを定める省令が改正されたことに伴い、利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の規定を改めたいので、提案するものでございます。

この改正ですが、本条例は昨年12月に、第3次地方分権一括法によりまして議会のご承認をいただき、いわゆる地域包括支援センターである介護予防ケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業の基準を定める条例を制定させていただいたところですが、このたび国の基準等が改正されたことに伴い改正するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をもとにご説明いたします。

1 ページの第11条の2行目のアンダーラインの部分は文言の訂正でございます。

次に、2 ページをお願いいたします。

右側の第32条の改正案で、第11号の次に新たな第12号としてアンダーラインの部分で介護予防の内容でございますが、介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス

事業者に対しまして、介護予防訪問看護計画書と指定介護予防サービス等基準において位置づけられている計画の提出を求めるという趣旨の1号を加えるものでございます。

2ページから3ページにかけてのアンダーラインの現行の第12号と改正後の第13号は、追加した改正案の第12号により、「介護予防訪問介護計画」が「介護予防訪問介護計画書」に変わったことによる変更でございます。

少し戻りまして、1ページの第30条第2項の第1号のアンダーラインの条項表示、同じく2ページと同条同項第2号のエ、オ、同じく2ページ第32条第12号から、7ページの第26号までのアンダーラインの号数表示は、第32条第12号の追加により1号ずつ繰り下がるものでございます。

少し戻りまして、4ページの4行目の第15号イのアンダーラインの改正は、「指定介護予防通所介護事業所」を削除するものでございます。

次に、7ページの改正案でございますが、第32条の最後に第28号として新たに1号を加えるものでございます。

これは被保険者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう、包括的で継続的な支援を行う事業の効果的な実施のため、介護支援専門員、保険医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員、その他の関係者、関係機関、関係団体により構成される会議（地域ケア会議）から求められた場合、被保険者への適切な支援を図るために必要な検討を行うための資料、情報の提供等、必要な協力をするよう努めなければならないという内容が追加されております。

附則でございますが、この条例は平成27年4月1日より施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第1号から議案第10号までの10件については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月16日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第13、議案第11号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第7号）から日程第17、議案第15号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの5件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第13、議案第11号から日程第17、議案第15号までの5件を一括議題とし

ます。

補足説明を求めます。

まず、議案第11号について、秋山企画財政課長。

[企画財政課長秋山幸男君登壇]

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第11号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第7号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。

このうち款4衛生費、項2清掃費の塵芥処理事業、それと款7土木費、目2道路橋梁費の都市再生整備計画事業につきましては、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金の対象外の事業となっております。

それから、款6商工費、目1商工費の町内共通商品券販路拡大事業につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金の地域消費喚起・生活支援型の事業として取り組むものでございます。

その他につきましては、同じ交付金の地方創生先行型の事業として取り組むものでございます。この地方創生先行型につきましては、地方の積極的な取り組みを支援する交付金ということで国の平成26年度補正予算で成立したものでございまして、新たに創設されたものでございます。これは地方版総合戦略の早期かつ有効な策定、あるいは実施されるものに支援されるということでございまして、対象事業は地方版総合戦略の策定、それから、地方版総合戦略におけるさまざまな事業、例えば雇用の創出であったり、少子化対策であったりという事業に対して支援されるものでございまして、市町村が県を通じまして国に実施計画を提出いたしまして、その採択がされたものが交付金の対象になるというものでございます。

それでは、内容についてご説明したいと思います。

まず款2総務費でございますが、項1総務管理費でデマンド型乗合タクシー運行事業ということでございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型事業としまして、平成26年度に前倒しで実施するため計上したものでございます。

次のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業については、地方版総合戦略の策定を行うものでございまして、地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型事業として計上したものでございます。

続いて、款3民生費、項1社会福祉費、事業名が医療福祉事業でございますが、こちらにつきましては同様に地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型事業として、平成26年度に前倒し実施するため計上したものでございます。

続きまして、項2児童福祉費、事業名が子育て応援手当支給事業でございますが、同様

に地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型事業としまして、平成26年度に前倒しで実施するために計上したものでございます。

次が款4衛生費、項1保健衛生費で、事業名が母子保健事業、次に予防接種事業、太陽光パネル設置助成事業と3事業ございますけれども、同様に地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型事業として26年度に前倒しで実施するための計上でございます。

次が項2清掃費でございますが、こちらにつきましては事業名が塵芥処理事業でございます、事業内容が塵芥処理施設の長寿命化事業でございます、平成26年度において前倒しで事業費を予算化した場合に、平成26年度の震災復興特別交付税の対象となることから計上となったものでございます。これにより、平成26年度において事業費と同額の震災復興特別交付税が交付される予定となります。

続きまして、款6商工費、項1商工費につきましては、町内共通商品券販路拡大事業でございます、事業内容がプレミアム商品券の発行でございます。地域住民生活等緊急支援交付金の地域消費喚起・生活支援型事業として平成26年度に実施するため計上したものでございます。

続きまして、款7土木費、項2道路橋梁費につきましては、都市再生整備計画事業でございます、こちらにつきましては町道112号線の整備事業関係でございます、用地の取得等のための支払いを実施するために計上したものでございます。

続きまして、款8消防費、項1消防費でございます、事業名が防災施設費ということで、事業内容が乳幼児のための避難所で使います用品の購入をするものでございます。同様に、地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型事業として実施するために計上したものでございます。

次に款9教育費、項1教育総務費、事業名が学校給食運営事業でございます。こちらにつきましては、事業内容が第3子の給食費の助成を行うものでございまして、地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型事業として、平成26年度に前倒しで実施するため計上したものでございます。

次が項2小学校費の小学校教育助成事業で、事業内容がランドセルの贈呈事業となります。同様に地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型事業として、平成26年度に前倒しで実施するために計上したものでございます。

次が項3中学校費、事業名が中学校教育助成事業で、事業の内容でございますけれども、入学時の通学用ヘルメットの贈呈をするものでございます。地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型として行うもので、平成26年度に前倒しで実施するため計上したものでございます。

ただいま申し上げましたそれぞれの事業につきましては、平成26年度内に事業が完了することができないことから、繰越明許費といたしまして次年度に繰り越しをするものでございます。また、それぞれの事業費については、記載のとおりとなっております。

次に、8ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正でございます。

起債の目的が災害援護資金貸付債でございまして、平成26年度の貸付件数が確定しましたことから、限度額を1,360万円減額いたしまして250万円とするものでございます。起債方法、利率及び償還の方法については、そこに記載のとおりとなっております。

次に11ページをお願いいたします。

歳入でございますが、今回の補正予算につきましては、款12使用料及び手数料から款20の町債まで、それぞれの増減がございまして、年度末までの確定分もしくは確定が見込まれるものについて補正するものでございます。

それでは、款12使用料及び手数料につきましては、都市公園使用料でございまして、実績により見込んだものでございます。

続きまして、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金で103万1,000円の増額でございます。この主な理由でございますが、節3国民健康保険事業費負担金で保険者支援分等に対する平成26年度の交付金の決定に伴うものでございます。

続いて、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は5,284万6,000円の増額でございます。その主なものでございますが、内訳としまして節1総務管理費補助金につきましては、空き家活用促進助成分で、社会資本整備総合交付金が茨城県の計画に含まれていることによりまして決定となったというものでございます。

続きまして、節2地域活性化・効果実感臨時交付金につきましては、好循環実現のための経済対策の公共事業に対して追加交付されるもので、交付金の確定によるものでございます。

次に節3地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型でございまして、地方版総合戦略の早期かつ有効な実施に手厚く支援されるということでございまして、国へ実施計画を申請して採択を受けた事業について充てるため交付されるものでございます。

次に、節4地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起・生活支援型でございまして、プレミアム商品券の発行事業や多子世帯等の支援等の事業に充てるため交付されるものでございます。

続きまして、目2民生費国庫補助金で2,658万7,000円の減額でございます。減額の主な理由でございますが、節2臨時福祉給付金給付事業補助金でございまして、もう一つが節3子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金、この二つの補助金が支給件数の確定によりまして決定したことによりまして減額となっております。

次のページをお願いいたします。

目4土木費国庫補助金につきましては4,167万5,000円の減額で、平成26年度の都市再生整備事業分の事業費の確定によるものでございます。

次が目6農林水産業費国庫補助金で77万7,000円の減額となっております。こちらにつ

きましては、降雪により被災しました農業用ハウスの再建のための補助金で、補助件数の確定によるものでございます。

次が項3 国庫委託金、目2 民生費国庫委託金でございまして16万2,000円の増額でございます。これは消費税の引き上げに伴う生活者支援給付金の支給のためのシステム改修の経費が補助されるものでございます。

次に、款14 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金で650万3,000円を増額するものでございます。まず、節1 社会福祉費負担金で平成25年11月に発生しました行旅死亡人取扱に対する経費負担の交付がありましたことから計上したものでございます。

また、節2 国民健康保険事業費負担金は、低所得者に対する保険税などの軽減分などに対する交付決定に伴うものでございます。

次に、項2 県補助金で目1 総務費県補助金は市町村事務処理特例交付金で、平成26年度の交付決定に伴うものでございます。

次が目2 民生費県補助金で、節1 社会福祉費補助金は、障害者の移動支援の利用者の増に伴うものでございます。

節4 児童福祉費補助金につきましては、すこやか保育応援事業の補助対象者が増加したことに伴うものでございます。

次が目4 農林水産業費県補助金でございまして、こちらにつきましては補助事業の助成額の決定によるものでございます。

次の目6 土木費県補助金は110万5,000円の減額で、東日本大震災で被災され居住用の住宅の再建等のために資金融資を受けた方に対する利子補給をするもので、支払い実績から推計したものでございます。

次のページにまいりまして、款15 財産収入、目1 不動産売却収入は356万2,000円の増額でございます。これは、法定外公共物の道路の機能廃止による払い下げの収入を計上したものでございます。

次に、款16 寄附金は、がんばる利根町応援寄附金で10件の寄附があったことから計上したものでございます。

次に、款17 繰入金、目1 財政調整基金繰入金で2億4,783万9,000円を増額するもので、今回の補正予算の事業費に充てるため繰り入れをするものでございます。

次が目3 利根町公共公益施設維持整備基金繰入金につきましては、町道2082号線、2335号線の事業費の確定により繰り戻すものでございます。

次に、目4 利根町義務教育施設整備基金繰入金については、文小中学校プールろ過装置交換工事及び文小中学校の駐車場舗装工事などの事業費の確定によるものでございます。

目7 茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金は、周辺整備事業の事業費の確定によるものでございます。

次に目8 利根町復興まちづくり支援事業交付金基金繰入金は、飲料水兼用耐震性貯水槽

のテレメータ更新工事と、防災無線自動電話応答設置工事等の事業費の確定によるものでございます。

次が款19諸収入でございます。目3雑入で565万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては、節3農業者年金業務委託金については、今年度の交付決定に伴うものでございます。

節4消防団員退職報償金につきましては、退職団員が少なかったことによるものでございます。

次のページの節5雑入につきましては、それぞれの事業費の決定によるものでございます。

次に款20町債でございますが、目2民生債で1,360万円を減額するもので、災害援護資金貸付件数の決定により事業費が確定いたしましたことから減額となったものでございます。

続きまして、次のページでございます。

歳出でございますが、款1議会費から款12災害復旧費まで、それぞれ増減がございますが、今年度末までの決定、もしくは決定が見込まれるものについて補正するものでございます。

そのうち節2給料、節3職員手当等及び節4共済費の人件費につきましては、給与支給実績に伴う見直し、退職手当負担金の見直し、時間外勤務手当の減額などによるものでございます。それ以外のものにつきましてご説明いたします。

まず、款1議会費は204万7,000円の減額でございます。減額の主な理由でございますが、議会活動費で議会会議録反訳委託及び赤外線会議システムの購入費の契約差金によるものでございます。

次に、次のページになりますが、款2総務費、目1一般管理費の人事給与事務費でございますが、茨城租税債権管理機構に派遣いたします職員の生活用品の購入費を計上したものでございます。

また、庶務事務費の賃金につきましては、電話交換手の賃金を支給実績により見込んだものでございます。

次に目2秘書広聴費につきましては54万円の減額で、特別職事務費の節1報酬で専門委員として1名分を計上してございましたが、専門委員の職をお願いする事業がないため減額となったものでございます。

続きまして、目4会計管理費の減額については、OCRシステムの賃借料の契約差金となっております。

次のページまでになりますが、目6企画費は2,510万円の増額で、まず、デマンド型乗合タクシー運行事業については、繰越明許費でご説明しましたとおり、地域住民生活等緊急支援交付金の施策で先行して行う地方創生先行型として、平成26年度事業に前倒しで行うため計上したものでございます。

次に公共交通対策事業については、大和交通自動車株式会社に対するノンステップバスの購入補助金を計上いたしましたが、平成26年度は購入を見送ったために減額となったものでございます。

次に、男女共同参画の推進につきましては、推進員の謝礼等の事業費が確定しましたことから減額となっております。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業は、平成27年度中に定める地方版総合戦略の策定経費を計上したものでございます。

次のページまでになりますが、目7まちづくり推進事業費は258万7,000円を減額するものでございます。主な理由でございますが、空き家活用事業の奨励金や助成金の事業費の確定によるものでございます。

次に、目9行政事務改善費は行政改革懇談会の委員謝礼と事業評価委員の謝礼の減額でございますが、事業評価と合同で行政改革懇談会を開催する予定のため減額を見込んだものでございます。

次のページまでになりますが、款2総務費、項2徴税費の税務システムの賃借料及び項3戸籍住民登録費のシステムの賃借料の減額は、契約差金によるものでございます。

次のページまでになりますが、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費で2,577万2,000円の減額でございます。この主な理由でございますが、まず、重度心身障害者介護慰労金につきましては、支給対象者の確定によるものでございます。

次の自立支援医療事業については、障害者の入院標準食事負担の実績に伴うもので、次の地域生活支援事業は障害者の移動支援サービスの利用者の増加によるものでございます。

次の障害者基本計画・障害福祉計画策定事業については、アンケート調査の郵送料が確定したことによるものでございます。

また、臨時福祉給付金給付事業につきましては、支給対象者の決定により、事業費が確定したことにより減額となったものでございます。

次の目3国民年金事務費は、国庫委託金の歳入があったため財源内訳を変更するものでございます。

次のページになります。

目5医療総務費で1,228万8,000円の増額でございます。これは、国民健康保険特別会計への会計事業勘定への繰出金で、財政安定化支援事業の地方交付税分として増額になったことなどによるものでございます。

次に目6医療福祉費で2,089万2,000円の増額は、繰越明許費でご説明しましたとおり、地域住民生活等緊急支援交付金の施策で、先行して行う地方創生先行型として平成26年度事業に前倒しで行うため計上したものでございます。

続きまして、目8介護保険費341万円を増額するもので、介護保険特別会計への繰出金で保険給付費などの増額に伴う町負担分を繰り出すものでございます。

続きまして、目11後期高齢者医療費で55万9,000円の減額でございます。これは後期高齢者医療特別会計に対する繰出金で、広域連合の納付金の確定により減額となったものでございます。

次のページをお願いします。

款3民生費、目1児童福祉総務費で1,066万円を増額するものでございます。こちらにつきましては子育て応援手当支給事業で、繰越明許費でご説明しましたとおり、地域住民生活等緊急支援交付金の施策で先行して行う地方創生先行型事業として、平成26年度事業に前倒しで行うため計上したものでございます。

次の子ども子育て支援事業計画策定事業の減額は、計画策定事業費の確定によるものでございます。

次の子育て世帯臨時特例給付金給付事業は、支給対象者の決定により事業費が確定したものでございます。

次の目2児童措置費は、すこやか保育応援事業の対象児童がふえたことによるものでございます。

次のページになりますが、項3災害救助費、目1災害救助費で1,360万円の減額でございますが、災害援護資金貸付金の貸付件数の決定により、事業費が確定したことに伴うものでございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費は合計で395万円の増額となっております。目1保健衛生総務費、目2予防費、目4環境衛生費の三つの項目になりますが、こちらにつきましては繰越明許でご説明したとおり、地方版総合戦略の地域住民生活等緊急支援交付金の施策で先行して行うため、平成26年度事業に前倒しで計上したものでございます。

続きまして、項2清掃費、目1塵芥処理費で2億725万1,000円の増額でございますが、塵芥処理施設の長寿命化事業で、平成26年度において前倒しで予算化した場合に、平成26年度の震災復興特別交付税の対象となることから計上したものでございます。

続きまして、次のページまでになりますが、款5農林水産業費、目1農業委員会費は事務費として農業者年金勧誘促進の経費を見込んだもの及び、農地集積支援事業は、支払い実績により減額となったものでございます。

次の目3農業振興費は、降雪により被災しました農業用ハウスの再建のための助成で、助成件数の決定に伴うものでございます。

次のページまでになりますが、款6商工費、目2商工振興費については1,775万5,000円の増額でございます。まず、中小企業事業資金信用保証料補給金は、支払い実績により減額となりましたが、町内共通商品券販路拡大事業におきまして、繰越明許費でご説明しましたとおり、地域住民生活等緊急支援交付金の地域消費喚起・生活支援型事業として平成26年度事業としまして計上したことによるものでございます。

続きまして、款7土木費の項2道路橋梁費、目2道路維持費は497万4,000円の減額で、

こちらにつきましては、土木作業員の賃金は本年1月に職員の採用があったため減額となったものでございます。

道路維持工事事業は、設計業務委託やそれぞれの工事請負費の事業が確定したことから減額になってございます。

次のページまでになりますが、目3都市再生整備事業費は89万9,000円の減額で、主に道路測量設計業務委託、土地評価時点修正業務委託、補償算定業務委託の事業費の確定によるものでございます。

続きまして、項4都市計画費の27ページの上のほうですが、被災住宅復興支援利子補給金につきましては、支払い実績により見込んだものでございます。

目3下水道費につきましては571万6,000円の減額でございまして、公共下水道事業費の確定により一般会計からの公共下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

次に款8消防費、目2非常備消防費につきましては697万4,000円の減額でございます。主なものは節3報償費の減額は退職報償金で、退職団員が少なかったことによるものでございます。

次に、節11需用費につきましては、消防団員の活動服の購入費でございまして、購入数が確定したことに伴うものでございます。

節13委託料は消防団員の健康診断委託でございまして、健康診断受診者が確定したことによるものでございます。

次に、目3消防施設費は、防火水槽漏水改修工事業費の確定、また、消防ポンプ自動車の購入事業費の確定によるものと、消火栓設置工事負担金の確定に伴うものでございます。

目4水防費につきましては、河川増水による水防出動がなかったことによるものでございます。

次に目5防災費は89万7,000円の増額となっておりますが、主な理由でございまして、工事請負費で防災無線自動電話応答装置設置工事、防火水槽テレメータ更新工事と減額がございましたが、備品購入費で避難所用の物品購入ということで、地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型として乳幼児等の避難所用品を購入するというので、平成26年度事業に計上したことに伴うものでございます。

次のページになりますが、款9教育費、項1教育総務費で目2事務局費の学校給食運営事業については、地域住民生活等緊急支援交付金としまして地方創生先行型として計上したことによるものでございます。

次に、目3語学指導事業費については、外国語指導業務委託費の契約差金となっております。

次に、目4教育研究指導費477万3,000円の減額でございまして、こちらについては県派

遣指導主事の負担金、それから、特別支援教育支援員派遣事業の事業費の確定によるものでございます。

続きまして、次のページになりますが、款9教育費の項2小学校費の目1学校管理費の減額でございますが、主に節15工事請負費で文小学校の職員駐車場舗装工事、プールろ過装置交換工事及び小学校ガス緊急遮断弁交換工事等の事業費の確定によるものでございます。

次に、目2教育振興費は小学校教育助成事業で、繰越明許費でもご説明しましたが、地域住民生活等緊急支援交付金としまして先行して行う地方創生先行型として、平成26年度に事業を計上したことに伴うものでございます。

次の項3中学校費、目1学校管理費は、主に利根中学校のガス緊急遮断弁交換工事の事業費の確定によるものでございます。

次に目2教育振興費の中学校教育助成事業でございますが、同様に地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型事業として計上したものでございます。

次に、目5学校建設費は115万9,000円の減額でございますが、利根中学校大規模改造工事設計業務委託事業費の確定によるものでございます。

続きまして、項4社会教育費になりますが、目5資料館費につきましては、町制60周年事業として企画展を平成27年度に開催するため、平成26年度分の事業費を減額したものでございます。

次のページになりますが、項5保健体育費でございますが、こちらは町民運動会事業の参加費の確定によりまして火災保険のほうを減額してございます。

また、学校体育施設開放事業につきましては、事業費の確定に伴うものでございます。

次に、款10公債費につきましては、臨時財政対策債の利子が確定しましたことから減額となったものでございます。

次に、款11諸支出金、項1基金費、目8がんばる利根町応援基金費は、10件の寄附がありましたことから基金に積み立てするものでございます。

次に、次のページで款13災害復旧費は、公共土木災害復旧事業の事業費の確定に伴います減額となっております。

○議長（井原正光君） 暫時休憩いたします。

午後零時18分休憩

午後1時30分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第12号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第12号 平成26年度

利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

初めに、事業勘定からご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税で2,973万1,000円を減額するものでございます。これは、節1医療給付費分及び節2後期高齢者支援金分、並びに節3介護納付金分のそれぞれの現年課税分で、低所得者に対する保険税の軽減基準の引き上げによるものでございます。

次に、目2退職被保険者等国民健康保険税ですが1,043万4,000円の減額でございます。これは、目1と同様に軽減基準額の引き上げによるものと、退職被保険者数の加入者の減によるものでございます。

次に款3国庫支出金、目1療養給付費等負担金で353万8,000円を減額するものでございます。これは、今年度の交付額の決定によるもので、前期高齢者交付金の伸びにより減額となるものでございます。

次に目2高額医療費共同事業負担金で80万3,000円を減額するものでございます。これは、高額医療費拠出金の4分の1が交付されるもので、今年度の拠出金が決定したことにより減額となるものでございます。

次に目3特定健康診査等負担金で60万6,000円を減額するものでございます。これも交付額が決定したことにより減額するものでございます。

次に款3国庫支出金、目1財政調整交付金で4,836万円を増額するものでございます。これは、普通調整交付金で1,301万1,000円の増で、節2特別調整交付金で3,534万9,000円の増で、それぞれ交付額が決定したことにより増額するものでございます。

次に款4療養給付費交付金で、目1療養給付費交付金で281万7,000円を増額するものでございます。これも節1現年度分の退職医療療養給付費交付金で、交付額が決定したことによる増額でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

次に、款6県支出金、目1高額医療費共同事業負担金で80万3,000円を減額するものでございます。これは、国庫負担金と同様に、高額医療費拠出金の決定により減額となるものでございます。

次に、目2特定健康診査等負担金で60万6,000円を減額するものでございます。これも国庫負担金と同様に交付額が決定したことにより減額するものでございます。

次に、款7高額医療費共同事業交付金で目1高額医療費共同事業交付金の1,402万9,000円の増額につきましては、今年度の交付額の決定によるもので、高額医療費の伸びにより増額となったものでございます。

次に、目2保険財政共同安定化事業交付金の505万4,000円の増額につきましても、今年

度の交付額の決定によるもので医療費の伸びにより増額となったものでございます。

次に、款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金で1,228万8,000円を増額するものでございます。これは、節 1 保険基盤安定繰入金で953万5,000円の増額、節 2 職員給与等繰入金で149万円の減額でございます。

節 4 財政安定化支援事業繰入金で424万3,000円の増額でございます。いずれも繰り入れ基準に基づく今年度の繰入金の決定によるものでございます。

次に、同じ款 8 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金で5,304万円を減額するものでございます。これは、当初見込みより国庫補助金等が増額となったことにより基金に繰り戻すものでございます。

次に、11ページの款10諸収入、項 2 雑入、目 2 一般被保険者第三者納付金で133万8,000円の増額で、これは交通事故等で14件の保険対象外分として第三者から納入があったものでございます。

目 4 一般被保険者返納金で21万9,000円の増額で、社会保険の方が誤って国民健康保険を使用した方から50件の返納金をいただいたものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 総務費、目 1 一般管理費で149万円を減額するものでございます。これは、節13委託料及び節14の使用料及び賃借料でそれぞれ契約差金によるものでございます。

次に、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、項 2 高額療養費につきましては、財源内訳の変更でございます。これは歳入でご説明しました財政調整交付金等の増分を充当したものでございます。

次に、款 7 共同事業拠出金、目 1 高額医療費拠出金で320万9,000円を減額するもので、これも節19負・補・交において拠出金が決定されたことによるものでございます。

また、財源内訳の変更につきましては、歳入でご説明しました国県の高額医療費の共同事業負担金の減額によるものでございます。

13ページのみ 4 保険財政共同安定化事業拠出金で975万7,000円の減額ですが、これも節19負・補・交において拠出金が決定されたことによるものでございます。

次に款 8、項 1 の保健事業費、目 1 保健衛生普及費で100万円の減額につきましては、人間ドックや脳ドックの検診業務委託料の契約差金によるものでございます。

次の項 2、目 1 特定健康診査等事業費につきましては、財源内訳の変更でございます。これは歳入でご説明しました国及び県からの特定健康診査等の負担金の減額によるものでございます。

事業勘定の説明については以上でございます。

続きまして、施設勘定の補正予算についてご説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1診療収入、目3後期高齢者診療報酬収入で200万円を増額するものでございます。これは節1現年分において、後期高齢者の診療報酬収入が当初見込みより増額になったためでございます。

次に款4繰入金、目1財政調整基金繰入金で33万円を減額するもので、款1の診療収入が増額になったことから繰入金を全額基金に繰り戻すものでございます。

次に、20ページをお願いします。

歳出でございますが、款1総務費、目1一般管理費で541万7,000円を減額するものでございます。これは、節7賃金において、昨年の平成26年4月から9月までの間に研修医として利根町診療所で働いていただく方がちょっと見当たらなかったということと、臨時看護師1人の増員を予定して募集しましたが、同様に働いていただく方が見つからなかったことによる減額でございます。

次に、款2医業費、目1医療用機械器具費で40万円の増額でございます。これは節14使用料及び賃借料で在宅酸素使用者患者の増加によりまして、医療用酸素器具の賃借料に不足が生じるため増額するものでございます。

また、目3医療用衛生材料費で50万円の増額でございます。これは医薬材料費が診療増加に伴い不足したため増額するものでございます。

次に、款3基金積立金、目1財政調整基金費で618万7,000円を増額するものです。これは、歳入の増額と歳出の減額による、その分を基金に積み立てるものでございます。

施設勘定の説明は以上でございます。

これで議案第12号の説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第13号について、鬼澤都市建設課長。

〔都市建設課長鬼澤俊一君登壇〕

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、議案第13号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足してご説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、款1下水道費、項1下水道費、事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で183万4,000円を繰り越すものでございます。これにつきましては、県の浄化センター内の建設工事に伴います町の負担金でございまして、県事業が年度内に完了することができないことに伴いまして繰り越しをするものでございます。

続きまして、次のページの地方債補正でございますが、今回の補正にあわせまして限度額を520万円から240万円に減額するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明をいたします。

款1分担金及び負担金、目1下水道受益者負担金で243万6,000円を増額でございます。これにつきましては、負担金を5年で分割納付をするところを一括で納付された方がござ

いましたことから、増額補正するものでございます。

続きまして、款2 使用料及び手数料、目1 下水道使用料で220万8,000円の減額でございます。これにつきましては、人口の減及び節水型のトイレの普及等に伴いまして、有収水量が減少したことにより減額となったものでございます。

続きまして、款4 繰入金、項1 繰入金、目1 一般会計繰入金で571万6,000円の減額でございます。これは今回の補正で歳入の増額分と歳出の減額分を補正するものでございます。

続きまして、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金で627万5,000円の減額でございます。これは、歳出の減額補正に伴います財源調整分の減額でございます。

続きまして、款7 町債、目1 下水道債で280万円の減額でございます。これは、霞ヶ浦常南流域下水道建設に伴います負担金の確定による減額でございます。

続きまして、8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 下水道費、目1 公共下水道建設事業費で285万5,000円の減額でございます。これは節19負・補・交で霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の今年度事業費が確定したことによる減額でございます。

続きまして、目2 公共下水道維持管理費で1,143万7,000円の減額でございます。内訳といたしましては、節13委託料で39万9,000円の減で、これは流量計の点検時期の見直しによるものでございます。

節15工事請負費で80万9,000円の減で、これにつきましては工事費の確定による減額でございます。

節19負・補・交で1,002万9,000円の減で、これにつきましては霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金で、流入汚水量の確定による負担額が決定したことによる減額でございます。

節27公課費で20万円の減で、消費税及び地方消費税の納付額が確定したことによる減額でございます。

続きまして、款2 公債費、目2 利子で27万1,000円の減額でございます。これは節23償還金・利子及び割引料で公共下水道債の確定による減額でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第14号について、石塚福祉課長。

〔福祉課長石塚 稔君登壇〕

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、議案第14号 平成26年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明いたします。

今回の補正は事務費、保険給付費の増額、認定調査費の減額に伴うもので、歳入歳出それぞれ4,076万5,000円を追加するものでございます。

5 ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、款1 介護保険料の目1 第1号被保険者保険料につきましては年度内調定額の変更に伴うもので1,505万6,000円の増額となります。

次に、款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金が552万円の増額ですが、これは介護サービス費に係る保険給付費の増額によるもので、負担割合に応じた国分のものでございます。

項 2 国庫補助金、目 4 介護保険事業費補助金につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業の補助金で、国負担分 9 万7,000円を追加するものでございます。

款 4 支払基金交付金、これは第 2 号被保険者負担分でございますが1,046万9,000円及び款 5 県支出金、項 1 県負担金621万3,000円は、介護サービス給付費のそれぞれの負担割合に応じた増額となります。

款 6 繰入金の目 1 介護給付費繰入金451万3,000円は、介護サービス給付費の増加に対する一般会計負担分の増額でございます。

目 2 一般会計繰入金110万3,000円の減額につきましては、事務費の減額に伴ったものでございます。

次に、6 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款 1 総務費、項 1 総務管理費ですが、介護保険制度改正に伴う事務処理システムプログラム改修業務の委託料19万5,000円を増額するものでございます。

項 2 介護認定調査等費でございますが、当初見込みより認定者数が少なかったため、調査対象者が減となり、手数料及び委託料120万円を減額するものでございます。

款 2 保険給付費につきましては、項 1 介護サービス等諸費、次に項 4 高額介護サービス等費、次に 7 ページの項 6 特定入所者介護サービス等費の補正額合計3,610万円につきましては、介護サービス給付費の伸びによる増額でございます。

最後に款 5 基金積立金、目 1 介護給付費基金積立金でございますが、1 号被保険者の増額補正分による余剰金の積立金で567万円を増額するものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第15号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第15号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

4 ページをお願いいたします。

まず、款 1 後期高齢者医療保険料、目 1 後期高齢者医療保険料で417万3,000円を増額するものです。これは、節 1 特別徴収現年度分及び節 2 普通徴収現年度分において、被保険者数が当初見込みよりも増となったことにより保険料も増額となったものでございます。

次に、款 3 繰入金、目 2 事務費繰入金で55万9,000円を減額するものでございます。これは、事務費繰入金で今年度の広域連合共通経費負担金の決定などによる減額でございます。

次に、款 5 諸収入で目 1 後期高齢者健診料で126万2,000円を減額するものです。これは、

今年度の後期高齢者健康診査受診者数が確定しましたので、それに伴いまして減額するものでございます。

続きまして、5ページをお願いします。

まず款1総務費、目1一般管理費で182万1,000円を減額するものでございます。内訳としましては、節13委託料で140万4,000円の減額で、後期高齢者健診業務委託料の受診者数が確定したことなどによるものでございます。

また、節14使用料及び賃借料で15万3,000円を減額するものでございます。これは、後期高齢者医療制度関連CSシステムの契約額の差金でございます。

また、節19負・補・交で26万4,000円の減額でございます。これは、後期高齢者医療共通経費負担金で、支出先である広域連合の事務費に係る負担金が決定したことによるものでございます。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金で417万3,000円を増額するものでございます。これも節19負・補・交の後期高齢者医療広域連合納付金が、先ほど歳入でもご説明しましたが、被保険者数の増により保険料の増額が見込まれますので、それに伴いこの納付金も増額となるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第11号から議案第15号までの5件については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会4日目の3月6日、一般質問終了後に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第18、議案第16号 利根町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

補足説明を求めます。

大塚総務課長補佐。

〔総務課長補佐大塚達治君登壇〕

○総務課長補佐（大塚達治君） それでは、議案第16号 利根町教育委員会教育長の任命につきまして、補足してご説明申し上げます。

この案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

利根町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、同意を求める。

記

1 住 所 利根町大字押戸1289番地 1

2 氏 名 杉山英彦氏

3 生年月日 昭和32年 8月24日

その他の略歴等につきましては、お手元の参考資料をご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第16号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月16日に質疑、討論、採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第19、議案第17号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

鬼澤都市建設課長。

〔都市建設課長鬼澤俊一君登壇〕

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、議案第17号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について、補足してご説明を申し上げます。

提案理由にもございますとおり、利根町緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例第3条の規定によりまして、指定管理者による管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定により提案するものでございます。

お手元の参考資料にございますように、利根町緑地運動公園ゴルフ練習場につきましては、指定管理者制度導入以来、本年度までの間、利根町商工会が適正に管理運営を行ってきております。本年3月31日をもちまして指定期間満了となりますことから、更新の申請がございまして、選定委員会の審査を受けてございます。

以上の理由から指定管理者を下記のとおり指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

記

1 公の施設の名称 利根緑地運動公園ゴルフ練習場

2 指 定 管 理 者 利根町大字布川2947番地 利根町商工会 会長 二瓶公男

3 指 定 の 期 間 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第17号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月16日に質疑、討論、採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第20、議案第18号 龍ヶ崎市・利根町合併協議会の廃止についてを議題とします。

補足説明を求めます。

秋山企画財政課長。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） 議案第18号 龍ヶ崎市・利根町合併協議会の廃止について、補足してご説明申し上げます。

地方自治法第252条の6の規定に基づき、平成27年3月31日をもって龍ヶ崎市・利根町合併協議会を廃止するものでございます。

提案理由にもございますとおり、平成26年11月1日に施行されました地方自治法の規定に基づく協議会を設置する際の根拠条文が、同法第252条の2から同法第252条の2の2に変更されました。このことによって、合併協議会規約の根拠条文の引用箇所の変更手続が必要になりますが、関係地方公共団体の議会の議決が得られないこと、及び平成17年3月31日開催の合併協議会におきまして合併協議会の廃止の承認がされているために提案するものでございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第18号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月16日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第21、議案第19号 平成27年度利根町一般会計予算から日程第27、議案第25号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。それでは、日程第21、議案第19号から日程第27、議案第25号までの7件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第19号について、秋山企画財政課長。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） 議案第19号 平成27年度利根町一般会計予算について補足してご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1町税につきましては12億8,240万4,000円で、前年度より2,648万5,000円の減額となります。この減額の主な理由でございますが、項1町民税で納税義務者の減少によるものと、項2固定資産税で地価公示価格の下落によるものでございます。

次に、款2地方譲与税は、前年度より1,900万円減額の8,200万円を計上いたしました。これは前年度の決算見込みにより算出してございます。

続きまして、款3利子割交付金では、前年度より110万円減額の300万円を計上してございます。これは、算出基礎となります茨城県の予算の減額に伴うものであります。

続きまして、款4配当割交付金は、前年度より600万円増額の1,400万円を計上してございます。この理由は、同様に算出基礎の茨城県の予算の増額に伴うものでございます。

次に、款5株式等譲渡所得割交付金でございますが、前年度より550万円増額の600万円を計上してございます。これは市町村の個人県民税の額の比率に応じて交付されるもので、算出基礎の茨城県の予算によるものでございます。

続きまして、次のページで款6地方消費税交付金は予算額が2億2,000万円で、前年度と比較しますと6,800万円の増額でございます。これも算出基礎の茨城県予算の増に伴うものでございます。

款7自動車取得税交付金は、前年度より1,100万円減の1,000万円の計上となっております。自動車取得税の一部が道路延長及び面積の比率により交付されるもので、平成26年度の決算見込みなどから算出してございます。

次に、款8地方特例交付金でございますが、前年度より100万円減額の900万円を計上してございます。これは平成26年度の決算見込み地方財政計画の減額率から見込んだものでございます。

次に、款9地方交付税で前年度と比較しますと1,300万円の減額で、予算額が16億4,000万円を計上してございます。この内訳としましては、普通交付税が、平成27年度の地方財政計画に伴う減額率を見込みまして1,300万円の減額で16億1,000万円を見込みました。

また、特別交付税は前年度と同額の3,000万円を見込んでございます。

続きまして、款10交通安全対策特別交付金につきましては、前年度より24万2,000円減額の186万4,000円を見込んでございます。

また、款11分担金及び負担金は、前年度より1,041万6,000円減額の4,442万2,000円を計上いたしました。この主な理由でございますが、保育料の徴収金でございます児童福祉費負担金で、徴収にかかわります入所児童数の減少によります減額でございます。

次に、次のページまでになりますけれども、款12使用料及び手数料につきましては、前年度より46万2,000円増の3,949万6,000円を見込んでございます。主な理由でございますが、利根町公民館の使用料及び戸籍事務手数料、ごみ袋などの売捌手数料などの増額によるものでございます。

次のページになりますが、款13国庫支出金につきましては、前年度と比較しますと2億2,547万6,000円増額の7億4,242万7,000円を見込んでございます。この主な理由でございますが、民生費国庫負担金の子ども・子育て支援制度の施設型給付費負担金、地域型保育給付費負担金、並びに障害者自立支援給付費負担金、民生費国庫補助金の社会資本整備総合交付金、布川小学校並びに利根中学校施設大規模改造事業に伴う教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金の増額によるものでございます。

続きまして、款14県支出金は、前年度より5,448万6,000円増額の3億5,368万4,000円を見込んでございます。この主な理由でございますが、民生費県負担金の子ども・子育て支援制度の施設給付費負担金、地域型保育給付費負担金、並びに障害者自立支援給付費負担金、延長保育促進事業費補助金及び布川小学校に放課後児童クラブの施設を整備する放課後児童クラブ整備費補助金、また、総務費委託金で国勢調査委託金の増額によるものでございます。

続きまして、款15財産収入は、前年度より59万4,000円減額の2,039万円を見込んでおります。これは、財産運用収入の利子及び配当金で、財政調整基金及び特定目的基金の利子の減額を見込んだものでございます。

続きまして、款16寄附金は、一般寄附金とがんばる利根町応援寄附金のそれぞれ項目の計上となっております。

次に、款17繰入金でございますが、前年度と比較しますと387万2,000円減額の6億4,479万2,000円の繰り入れを見込んでございます。内訳は、特定目的基金である各種事業の実施に充てるため2億5,961万1,000円の繰り入れをしております。また、特定基金後の財源不足については、財政調整基金から3億8,517万7,000円の繰り入れを見込んでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

款18繰越金は、前年度と同額の1億円を計上してございます。

次に、款19諸収入につきましては、前年度より1,186万2,000円の増額でございます。主な理由でございますが、茨城租税債権管理機構に職員を派遣するための債権管理機構からの負担金、及び小中学校の大規模改造事業に伴う、給食の提供ができない時期の学校給食収入を見込んだことによるものでございます。

款20町債については、前年度と比較しますと6億8,370万円の増額で11億4,540万円を見込んでございます。この主な理由でございますが、布川小学校児童クラブ新築事業債、小学校大規模改造事業債、中学校大規模改造事業債、茨城県防災情報ネットワーク整備事業債及び小中学校の施設の天井落下防止を行う防災対策推進学校施設環境改善交付金事業債

を見込んだことにより増額となったものでございます。

次に、歳入が終わりまして歳出でございますが、7ページをお願いいたします。

款1 議会費につきましては、前年度より283万1,000円の増額で、この理由でございますが、議員共済会負担金の負担率が63.7%に引き上げられたことによるものでございます。

次に、款2 総務費につきましては、予算額が8億3,501万2,000円でございますが、前年度と比較しますと1,589万4,000円の増額になってございます。増額の主な理由でございますが、項1 総務管理費で町制施行60周年記念事業と、住民協働事業、定住促進事業、出会い創出事業などの新規事業に加え、交通安全指導車及び公用車の購入、項3 戸籍住民登録費で個人番号カード交付事業などの新規事業、項4 選挙費で町議会議員選挙・農業委員選挙執行経費、項5 統計調査費で国勢調査の実施などに伴い増となったものでございます。

続きまして、款3 民生費につきましては、前年度と比較しますと1億1,811万1,000円の増額で17億7,272万1,000円を見込んでございます。この主な理由でございますが、項1 社会福祉費で地域福祉計画策定業務、障害福祉サービス事業の自立支援給付費、また項2 児童福祉費で子ども・子育て支援制度による施設型給付費の給付に係る経費、並びに放課後児童対策事業費で布川小学校及び文間小学校児童クラブ教室新築工事関係経費の増に伴うものでございます。

次のページまでになりますが、款4 衛生費でございます。前年度と比較しますと4,285万1,000円の減額になりました。その主な理由でございますが、項2 清掃費で龍ヶ崎地方塵芥処理組合負担金の減額が主なものでございます。

続きまして、款5 農林水産業費につきましては、前年度と比較しますと247万5,000円の減額となっております。この主な理由でございますが、項1 農業費で利根西部地区基盤整備事業の調査負担金が増額でございますが、花き優良種苗導入資金貸付金が制度改正によりまして減額となったことに伴い、減となったものでございます。

次に、款6 商工費は、前年度に比較しますと114万3,000円の増額でございます。これは、商工振興費で町制施行60周年記念事業を含めた利根町観光協会補助金が増額となったことによるものでございます。

続きまして、款7 土木費につきましては、前年度に比較しますと4,426万2,000円の減額でございます。この主な理由でございますが、項2 道路橋梁費で都市再生整備計画に基づく都市再生整備事業費が減額となったことによるものでございます。

次に、款8 消防費につきましては、前年度に比較しますと5,340万3,000円の減額になってございます。この主な理由でございますが、項1 消防費で稲敷地方広域市町村圏事務組合消防負担金、消防デジタル無線整備負担金、消防ポンプ自動車購入費、消防指令車購入費、避難所運営用品の購入費及び防災無線自動電話応答装置整備費、飲料水兼用耐震性防火水槽のテレメータ更新工事の事業費の減額によるものでございます。

次に、款9 教育費でございますが、前年度と比較しますと12億8,391万5,000円の増額と

なっております。この主な理由でございますが、項1教育総務費で布川小学校並びに利根中学校大規模改造に伴う学校給食調理等の業務委託、給食の賄い材料、これは牛乳でございますが、賄い材料の購入費、特別支援教育支援員派遣事業費、項2小学校費で通学時スクールバス運行委託、文間小学校ろ過装置交換工事、文間小学校空調設備工事及び布川小学校大規模改造工事、項3中学校費で利根中学校大規模改造工事などの計上によるものでございます。

款10公債費につきましては、前年度に比較しますと4,392万5,000円の減額となっております。この主な理由でございますが、庁舎建設債の償還終了及び減税補てん債の元金割合の減少により減額となったものでございます。

次に、款11諸支出金で予算額が30万2,000円となっております。前年度より1億9,450万1,000円の減額の計上でございます。これは、平成26年度に土地開発基金の廃止により基金全額を全て義務教育整備基金に積み立てをいたしました、平成27年度はそのような積み立てがないことから減額となったものでございます。

次に、款12予備費でございますが、前年度と同様の500万円を計上してございます。

最後に災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧の事業の終了によりまして廃款とさせていただきます。

次に、10ページをお願いいたします。

第2表の継続費でございます。

款2総務費、項2徴税费、事業名が平成30年度固定資産税評価替えに伴う土地評価資料作成業務委託でございます、総額が1,291万5,000円となっております。

次に、款5農林水産業費、項1農業費で農業振興地域整備計画作成委託でございます、総額が729万円でございます。年度ごとの年割額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、第3表の債務負担行為でございます。

まず、公用車リース事業でございます、期間が平成27年度から平成32年度まで、限度額が466万6,000円でございます。これは新たにハイブリッド車2台の賃借料を計上したものでございます。

次に、公用車リース事業（再リース）でございます、平成27年度から平成29年度まで、限度額が145万2,000円でございます。これは、現在導入しております公用車の賃借料で、再リースを行うものでございます。

続きまして、カラー印刷機賃借料でございます。平成27年度から平成32年度までで448万2,000円の限度額でございます。こちらにつきましては、カラーコピーよりもコストの安い印刷機を導入するものでございます。

続きまして、コンビニ設置用自動体外式除細動器（AED）の賃貸借でございます。平成27年度から平成32年度まででございます、限度額が88万2,000円でございます。こちら

につきまして、コンビニに設置いたしますAEDの賃借料でございます。

続きまして、第4表地方債でございます。

まず、臨時財政対策債については、限度額が2億600万円でございます。こちらは平成27年度の国の地方財政計画などから限度額を設定したものでございます。

続きまして、災害援護資金貸付債で420万円の限度額とするものでございます。こちらは資金の貸し付け件数から設定したものでございます。

次に、布川小学校児童クラブ新築事業債でございまして、限度額を780万円としたものでございます。

次に、利根北部地区基盤整備事業債で、限度額を5,770万円と設定したものでございます。

続きまして、社会資本整備総合交付金事業債でございまして、都市再生整備計画に基づく都市再生整備に充てるため限度額を7,570万円としたものでございます。

続きまして、消防施設整備事業債でございます。こちらにつきましては限度額を50万円とするもので、デジタル受令機の購入費に充てるものでございます。

続きまして、県防災情報ネットワークシステム整備事業債でございまして、限度額を770万円とするものでございます。

続いて、小学校大規模改造事業債で、布川小学校大規模改造工事に充てるもので限度額を2億8,940万円とするものでございます。

続きまして、中学校大規模改造事業債で、利根中学校の大規模改造工事に充てるもので限度額を3億6,730万円とするものでございます。

最後になりますが、防災対策推進学校施設環境改善交付金事業債でございます。こちらにつきましては小中学校施設の天井落下防止工事に充てるもので、限度額を1億2,910万円とするものでございます。

これらの10件の限度額の合計は11億4,540万円でございます。前年度と比べますと6億8,370万円、率にしまして148%の増となっております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。

○議長（井原正光君） 暫時休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時40分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第20号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第20号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計予算について補足してご説明申し上げます。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

平成27年度の歳入歳出の総額は27億2,859万6,000円の予算計上でございます。前年度と比較しますと3億9,254万円の増額で、率にしまして16.8%の増額となっております。

まず、歳入ですが、5ページをお願いします。

款1国民健康保険税につきましては5億3,728万3,000円で、前年度と比較しますと4,121万4,000円の減額でございます。これは、低所得者に対する保険税の軽減判定の所得基準額が引き上げられたことと、被保険者数の減少を見込んだことによるものでございます。

次、款2使用料及び手数料は前年度と同額の20万5,000円を計上してございます。これは、主に督促手数料でございます。

次に、款3国庫支出金につきましては4億5,716万円で、前年度と比較しますと1,315万7,000円の減でございます。これは、項1国庫負担金で療養給付費等負担金の減によるものでございます。

次の款4療養給付費交付金につきましては6,623万8,000円で、前年度と比較しますと3,783万8,000円の減額でございます。これは、退職被保険者の保険給付費に対する交付金で退職被保険者数の減によるものでございます。

次に、款5前期高齢者交付金は7億9,769万2,000円で、前年度と比較しますと1億6,056万1,000円の増額となっております。これは、65歳から74歳までの前期高齢者の保険者間の負担の不均衡を各保険者間の加入者数に応じて調整するために交付されるもので、前期高齢者加入者数の増によるものでございます。

次に、款6県支出金につきましては1億1,824万9,000円で、前年度と比較しますと286万7,000円の減となっております。これは、項2県補助金の県調整交付金の減によるものでございます。

次に、款7高額医療費共同事業交付金につきましては5億1,603万3,000円で、前年度と比較しますと3億1,264万1,000円の増額でございます。これは、保険財政共同安定化事業交付金の増でございまして、今回目玉となる予算の計上でございます。

この交付金の対象医療費が拡大されまして、今まで30万円以上80万円以下の医療費が対象でありましたが、80万円以下の全ての医療費が対象となって交付されるものでございます。

次に、6ページをお願いします。

続きまして、款8繰入金につきましては1億8,243万3,000円で、前年度と比較しますと1,445万円の増額でございます。これは、項1他会計繰入金で一般会計からの繰入金の増によるものでございます。

次の款9繰越金につきましては、前年度と同額の5,000万1,000円の計上でございます。

次に、款10諸収入につきましては330万2,000円で、前年度と比較しますと3万6,000円の減額でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

款1 総務費につきましては5,680万円で、前年度と比較しますと100万2,000円の減額でございます。これは項1の総務管理費で、職員5人の人件費と電算委託料の減によるものでございます。

次に、款2 保険給付費につきましては15億7,111万4,000円で、前年度と比較しますと6,377万5,000円の増額でございます。これは主に項1療養諸費において一般被保険者に係る療養給付費の増によるものでございます。

次に、款3 後期高齢者支援金等につきましては3億5,192万8,000円で、前年度と比較しますと1,064万8,000円の増額でございます。これは、後期高齢者医療制度全体の医療費が伸びており、加入者1人当たりの負担額の伸びを考慮したものでございます。

次に、款4 前期高齢者納付金等は46万6,000円で、前年度と比較しますと8万7,000円の減額でございます。これは、過去の実績により負担調整額の減を見込んだものでございます。

次に、款5 老人保健拠出金は前年度と同額の1万3,000円の計上でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

款6 介護納付金につきましては1億4,545万6,000円で、前年度と比較しますと341万7,000円の増額でございます。これは、介護保険制度全体の給付費が伸びており、加入者1人当たりの負担額の伸びを考慮したものでございます。

次に、款7 共同事業拠出金としましては5億3,849万7,000円で、前年度と比較しますと3億919万5,000円の増額でございます。これは、保険財政共同安定化事業に係る拠出金の増額でございます。先ほど歳入でもご説明しましたが、保険財政共同安定化事業交付金と同様で、対象医療費が80万円に全ての医療費が拡大されたことによる拠出金でございます。

次に、款8 保健事業費につきましては3,073万2,000円で、前年度と比較しますと463万1,000円の増額でございます。これは、項2 特定健康診査等事業費の増額でございます。積極的支援者への保健指導を専門的な保健指導医療機関へ外部委託するための事業費を計上したことによるものでございます。

次に、款9 基金積立金につきましては、科目のみの計上となっております。

次に、款10 諸支出金は前年度同額の238万4,000円の計上でございます。

次に、款11 予備費につきましては3,120万5,000円で、前年度と比較しますと196万3,000円の増額でございます。これは保険給付費の2%を計上したものでございます。

事業勘定につきましては、以上でございます。

続きまして、施設勘定についてご説明申し上げます。

施設勘定は35ページからになっておりますので、よろしく申し上げます。

38、39ページに記載のとおり、平成27年度の歳入歳出の総額は1億831万1,000円の予算

計上となっております。前年度と比較しますと808万2,000円の増額で、率にしまして8.1%の増となっております。

これは、前に戻りまして37ページをお願いしたいんですが、歳入からご説明いたします。

款1 診療収入につきましては8,240万2,000円の計上で、前年度と比較しますと200万円の増額となっております。これは、項1 外来収入の後期高齢者診療報酬収入の増で、実績を勘案して増額を見込んだものでございます。

款2 介護サービス収入につきましては342万円の計上で、前年度と比較しますと31万円の増となっております。これは、項1 介護給付費収入で、居宅療養サービス費収入の増によるものでございます。

款3 使用料及び手数料につきましては前年度と同額の51万円を計上してございます。これは、診療所使用料及び各種診断書料のものでございます。

次に、款4 繰入金につきましては1,194万9,000円の計上で、前年度と比較しますと322万2,000円の増額となっております。これは、項2の基金繰入金で財政調整基金からの繰入金の増によるものでございます。

款5 繰越金につきましては、科目のみの計上でございます。

次に、38ページをお願いします。

款6 諸収入につきましては1,002万9,000円の計上で、前年度と比較しますと255万円の増額となっております。これは、項2の雑入で、往診時の車代と個人予防接種料の増によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款1 総務費につきましては8,434万7,000円の計上で、前年度と比較しますと500万4,000円の増額でございます。この科目につきましては、人件費、施設運営費、維持管理費等の経費でございまして、増額の主なものは、人件費の増額によるものでございます。

次に、款2 医業費につきましては2,296万3,000円の計上で、前年度と比較しますと307万8,000円の増額でございます。これは、医療用機械器具費の賃借料と医薬材料費の増によるものでございます。

次に、款3 基金積立金につきましては、科目のみの計上でございます。

次に、款4 予備費につきましては、前年度同額の100万円の計上でございます。

施設勘定の説明は以上でございまして、議案第20号の説明は以上となります。

○議長（井原正光君） 次に、議案第21号について、鬼澤都市建設課長。

〔都市建設課長鬼澤俊一君登壇〕

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、議案第21号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計予算につきまして補足してご説明申し上げます。

歳入歳出総額は2億6,606万8,000円の予算計上でございます。前年度と比較いたしますと1,244万3,000円の増額となっております。

それでは、2ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

款1 分担金及び負担金で681万3,000円の計上でございます。前年度と比較いたしまして118万7,000円の減額となっております。これは、新規接続区域がないため、受益者数の減によるものでございます。

続きまして、款2 使用料及び手数料で1億7,842万8,000円の計上でございます。前年度と比較いたしますと40万7,000円の増額でございます。これは、消費税率を通年通して8%で計算したことにより増額となったものでございます。ちなみに、前年度は4月請求分が3月使用分としまして消費税が5%だったために増額となったものでございます。

続きまして、款3 国庫支出金で1,750万円の計上でございます。前年度と比較いたしまして1,540万円の増額でございます。これにつきましては、下水道長寿命化計画事業及び污水管渠敷設替え事業、並びに污水管渠更生事業の補助事業費の増によるものでございます。ちなみに、補助率は2分の1でございます。

款4 繰入金につきましては5,912万6,000円の計上でございます。前年度と比較いたしまして17万7,000円の減額でございます。

続きまして、款5 繰越金につきましては100万円の計上で、前年度と同額の計上でございます。

続きまして、款6 諸収入につきましては、科目のみの計上となっております。

款7 町債につきましては320万円の計上で、前年度と比較いたしまして200万円の減額でございます。これにつきましては、県の霞ヶ浦常南流域下水道建設に伴いましての町負担分で、事業費の減額によるものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 下水道費につきましては1億7,388万1,000円の計上でございます。前年度と比較いたしまして1,405万4,000円の増額でございます。これは、項1 下水道費で公共下水道維持管理費の下水道長寿命化計画事業及び污水管渠敷設替え事業、並びに污水管渠更生事業の補助事業費の増によるものでございます。

続きまして、款2 公債費につきましては9,118万7,000円の計上となっております。前年度と比較いたしまして161万1,000円の減額でございます。これは、公共下水道債利子償還金の減によるものでございます。

続きまして、款3 予備費につきましては、前年と同額の100万円の計上となっております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第22号について、蓮沼環境対策課長。

〔環境対策課長蓮沼 均君登壇〕

○環境対策課長（蓮沼 均君） それでは、議案第22号 平成27年度利根町営霊園事業特

別会計予算につきまして補足してご説明いたします。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は551万5,000円の予算計上でございます。前年度と比較しますと11万5,000円の増額ですが、ほぼ同額の予算計上となっております。

3 ページをお開き願います。

それでは、歳入についてご説明いたします。

款1 使用料及び手数料につきまして479万8,000円の計上で、永代使用料と全区画の1,199区画の管理料でございます。

款2 繰入金につきまして71万6,000円の計上は、財政調整基金を取り崩して充当しております。

款3 繰越金につきましては、科目のみの計上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

款1 霊園事業費につきまして541万5,000円の計上で、前年度と比較しますと11万5,000円の増額でございます。ほぼ同額の予算計上でございます。

款2 予備費につきましては10万円の計上でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、議案第23号について、石塚福祉課長。

〔福祉課長石塚 稔君登壇〕

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、議案第23号 平成27年度利根町介護保険特別会計予算について補足してご説明いたします。

この会計は、介護保険事務、介護サービス給付費及び地域支援事業等の介護保険事業運営にかかる予算となります。

予算総額は13億5,209万5,000円で、前年度当初と比較しまして7,239万8,000円の増額、率にいたしまして5.7%の増となっております。

2 ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、款1 介護保険料3億4,841万4,000円、こちらは65歳以上の方の第1号被保険者の保険料で、前年度当初と比較いたしまして5,264万円の増でございます。主な理由は3年に一度見直しします保険料改定に伴うものでございます。

款2 使用料及び手数料は、科目のみの計上でございます。

款3 国庫支出金2億5,358万5,000円、前年度当初との比較で1,325万9,000円の増で、主な理由といたしましては、介護保険サービス給付費の増加に伴うものでございます。負担割合につきましては、施設サービス給付費に対しては15%、その他の居宅介護サービス給付費に対しましては20%となっております。

款4 支払基金交付金につきましては3億6,629万5,000円、前年度予算と比較いたしまして889万7,000円の増は、介護給付費の増加に伴うもので、こちらは40歳から64歳までの第

2号被保険者の負担相当分で負担割合は28%となっております。

款5 県支出金1億8,727万7,000円、前年度当初と比較しまして1,214万8,000円の増、こちらも同じく介護給付費の増額によるもので、負担割合につきましては、施設サービス給付費に対して17.5%、その他の居宅介護サービス給付費等に対しましては12.5%となっております。

款6 繰入金につきましては1億9,650万4,000円で、昨年度当初予算と比較しまして1,455万6,000円の減となります。内訳は、項1 一般会計繰入金1億8,641万9,000円は、前年度と比較しまして463万4,000円の増で、介護給付費の増加によるものでございます。法定繰入は12.5%でございます。

3ページをお願いいたします。

項2 基金繰入金1,008万5,000円は、前年度当初と比較しまして1,919万円の減となっておりますが、介護給付費にかかわる第1号被保険者負担相当額における保険料不足分を、介護給付費準備基金から取り崩して繰り入れるものでございますが、本年度は保険料改定による増額により減少となったものでございます。

款7 繰越金及び款8 諸収入につきましては、主に科目の設定としての計上でございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1 総務費1,407万8,000円で、前年度当初と比較して250万2,000円の減でございます。これは、主に前年度策定した介護保険事業計画策定の業務委託がなくなったことによるものでございます。

款2 保険給付費12億9,927万8,000円でございますが、前年度当初と比較して7,652万4,000円、率にして6.3%の増となります。介護サービス給付費の増加によるものが主な理由でございます。

款3 地域支援事業費は3,548万4,000円で、昨年度当初と比較いたしまして162万4,000円の減でございます。主に臨時職員の退職と前年度行ったシステム導入がなくなったことによる減でございます。

款4 財政安定化基金拠出金と款5 基金積立金につきましては、科目のみの計上でございます。

款6 諸支出金は前年度と同額で、還付金と返還金、繰出金の科目計上となっております。

最後に款7 予備費につきましては、前年度と同額の300万円の計上でございます。

以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第24号について、岩戸保健福祉センター所長。

〔保健福祉センター所長岩戸友広君登壇〕

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） それでは、議案第24号 平成27年度利根町介護サービス事業特別会計予算につきまして補足してご説明いたします。

平成27年度の歳入歳出の総額は868万5,000円の予算計上となります。前年度と比較をし

ますと66万7,000円の増、率にしまして8.3%になります。

初めに、歳入になります。

2 ページをお願いいたします。

款1 サービス収入につきましては379万4,000円の計上です。前年度と同額でケアマネジメントの収入になります。

款2 繰入金では486万7,000円の計上です。前年度より66万7,000円増額で、率にしまして15.9%になります。一般会計からの繰入金になります。

款3 繰越金では科目設定の1,000円の計上になります。

款4 諸収入で2万3,000円の計上です。前年同額で臨時職員の雇用保険料の立てかえ分になります。

続きまして、歳出になります。

款1 サービス事業費で868万4,000円の計上です。前年度と比較をしますと66万7,000円の増額で、率にしまして8.3%になります。介護支援専門員の業務見直しを行うことで、委託料を増額したものでございます。

款2 諸支出金では科目設定の1,000円の計上になります。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第25号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第25号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計予算につきまして補足してご説明申し上げます。

歳入歳出総額は3億3,078万3,000円の予算計上でございます。前年度と比較しますと1,089万円の増額となっております。

それでは、2 ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましてご説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料につきましては1億3,626万9,000円で、前年度と比較しますと713万9,000円の増額でございます。これは、被保険者数の増を見込んだものでございます。

款2 使用料及び手数料につきましては、前年度と同額の1万1,000円でございます。

款3 繰入金につきましては1億8,858万9,000円で、前年度と比較しますと342万5,000円の増額でございます。これは一般会計からの繰入金の増でございまして、後期高齢者医療分の公費負担分及び事務費分、並びに保険基盤安定分をそれぞれ繰り入れするもので、このうち保険基盤安定繰入金で低所得者に対する保険料の軽減判定の所得基準が引き上げられたことによるものでございます。

款4 繰越金につきましては、科目のみの計上となっております。

次の款5諸収入につきましては591万3,000円で、前年度と比較しますと32万6,000円の増額でございます。これは項3の雑入で、広域連合からの後期高齢者健診料の経費に対する交付金を見込んだものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費につきましては1,649万円で、前年度と比較しますと39万3,000円の増額でございます。これは、項1総務費で健康診査受診者の増を見込んだの健診業務の委託料の増額によるものでございます。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては3億1,393万2,000円で、前年度と比較しますと1,048万7,000円の増額でございます。これは後期高齢者医療広域連合への納付金で、被保険者数の保険料及び療養給付費の増を見込んだことによるものでございます。

款3諸支出金につきましては26万1,000円で、前年度と比較しますと1万円の増額でございます。

款4予備費につきましては、前年と同額の計上でございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

これから本案の款・項に対する質疑を行います。

まず、議案第19号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第20号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第21号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第22号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第23号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第24号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第25号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第19号から議案第25号までの7件については、議長を除く議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 2 分休憩

午後 3 時 1 8 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま休憩中に予算審査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。仮委員長から互選の結果の報告を求めます。

白旗 修仮委員長。

〔予算審査特別委員会仮委員長白旗 修君登壇〕

○予算審査特別委員会仮委員長（白旗 修君） ただいま予算審査特別委員会を開きまして、委員長に若泉昌寿議員、副委員長に坂本啓次議員が承認されました。

以上、ご報告いたします。

○議長（井原正光君） 報告が終わりました。

ここで、委員長の挨拶をお願いします。

若泉昌寿予算審査特別委員会委員長。

〔予算審査特別委員会委員長若泉昌寿君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（若泉昌寿君） ただいま全協室におきまして予算審査特別委員会を開催いたしまして、委員長に私が任命されました。

これから、執行部のほうから出ています一般会計並びに六つの特別会計、この予算案を 9 日、10 日、12 日の 3 日間かけましてしっかりと審議していただき、町の住民の皆さんによい予算になりますように、皆さん、よろしくお願ひ申し上げまして、挨拶にかえます。

○議長（井原正光君） 挨拶が終わりました。

予算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の予算審査特別委員会日程のとおりです。

十分なる審査の上、来る 3 月 16 日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

○議長（井原正光君） 日程第 28、議員提出議案第 1 号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出議案の説明を求めます。

提出者坂本啓次議員。

〔 6 番坂本啓次君登壇〕

○ 6 番（坂本啓次君） それでは、議員提出議案第 1 号 利根町議会委員会条例の一部を

改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますように、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条が改正されたことから、字句を改めたいので提案するものであります。

利根町議会委員会条例新旧対照表の18条の中で、「教育委員会の委員長」のところを「教育委員会の教育長」に改めるものであります。

議案を朗読いたします。

議員提出議案第1号

平成27年3月3日

利根町議会議長 井原正光様

提出者	利根町議会議員	坂本啓次
賛成者	同	若泉昌寿
賛成者	同	今井利和
賛成者	同	新井邦弘
賛成者	同	船川京子

利根町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記について、別紙のとおり地方自治法第112条及び利根町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

利根町議会委員会条例の一部を改正する条例

利根町議会委員会条例（平成元年利根町条例第28号）の一部を次のように改正する。
第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第1号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月16日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第29、請願第8号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

趣旨説明を求めます。

紹介議員、船川京子議員。

[4 番船川京子君登壇]

○ 4 番（船川京子君） 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について

[請願趣旨・理由]

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う、独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として、大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を、国として実現することが必要であると考えます。

以上のとおり請願いたします。

記

1. 手話を音声日本語（Japanese）と同様、国語（National language）と同じ位置で教育を行うこと
2. きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使えるよう、ろう学校および一般校における環境整備を行うこと
3. 手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を行うこと
4. 以上を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること

請願者

茨城県龍ヶ崎市川原代町955-3

龍ヶ崎市聴覚障害者協会

会長 菊 地 友紀子

紹介議員 船 川 京 子

○ 議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

本請願の取り扱いについては、本日は説明のみにとどめ、厚生文教常任委員会に付託し審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

厚生文教常任委員会の日程は、お手元に配付の常任委員会日程のとおりです。十分なる審査の上、来る3月16日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

○議長（井原正光君） 日程第30、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、平成27年3月19日にその任期が満了となるため、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により議員1名を選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に今井利和議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました今井利和議員を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した今井利和議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選された今井利和議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

ただいま当選されました茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の今井利和議員からご挨拶をお願いいたします。

〔茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員今井利和君登壇〕

○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員（今井利和君） 一言ご挨拶申し上げます。

残された少ない期間ですけれども、私、一生懸命務めさせていただきます。皆さんの協力のほどをよろしく願います。

○議長（井原正光君） 挨拶が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

明3月4日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後3時32分散会